

大治町議会定例会（第2日）

令和8年6月8日

令和 8 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 2 号）	
招集年月日	令和 8 年 6 月 8 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 議	6 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 宣告（第 2 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	10 番：林 健児
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長 加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 保健センター所長：森本健嗣 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：水野 敦司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代 主任：伊藤奈央子

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 8 年 6 月大治町議会定例会議事日程

(第 2 日)

令和 8 年 6 月 8 日(月) 午前 1 0 時開議

1 開 議 宣 告

2 議事日程の報告

日程第 1 一 般 質 問

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

本日は、林健児議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっておりますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は、2番八神太紀議員、11番吉原経夫議員、1番池田耕介議員、6番鈴木満議員、3番手嶋いずみ議員、9番松本英隆議員、4番後藤田麻美子議員の順に行っていただきます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づき2問質問させていただきます。

一つ目、スポーツセンターキッズエリアをよりよくしていくための今後の運営についてお聞きいたします。前回の3月の定例会の一般質問においてもスポーツセンターキッズエリアと2問目のカフェエリアについても質問させていただきました。その際には、実際に運営を行いながら検討していくといった趣旨の答弁もいただいております。スポーツセンターキッズエリアは4月のオープンから約2カ月が経過いたしました。実際に運営が始まったことで利用状況や安全面、運営方法などについて、オープン前には見えなかったこと課題や改善点も見えてきているのではないかと感じています。今後は6月に入り梅雨の時期を迎え、また、夏休みの暑い夏の時期には野外で遊べない場合、暑さの厳しい時期などは利用者の増加も想定されると思います。そのため、混雑時の対応や安全管理運営体制の充実はますます重要になってくると考えております。

また、近隣自治体や民間施設にもキッズエリアというものが多くあります。そういった中で本町の施設がどのような特色を打ち出していくのか、多くの人に利用していただけるのか、今後どのような施設にしていくのかも重要な視点であると考えます。加えて、施設利用料や今後の運営のあり方については、利用状況を踏まえながら継続的に検証し

ていく必要があります。今後の運営を考える上では検討すべき課題や可能性が数多くあると思っております。

4月のオープンですね、まだオープンして2カ月と考えるのか、もう2カ月が過ぎたじゃあどうしていこうと考えるのか。捉え方は人によってさまざまだと思いますが、3月の一般質問でもさせていただきましたように、約6億円かけている施設になります。年間の維持費もそのときにお聞きしまして約900万円ちょっとね、概算だと思いますけれども、これからそれぐらいかかってくる施設をどのように運営していくかというのは、なるべく早いうちにいろいろ検討したいとは改善をするのであればしていくのが必要じゃないかというふうに思っております。多くの皆様に利用していただけるように、当初の目的であるにぎわい創設について、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。そこで以下の点について質問させていただきます。

- 1、キッズエリアの現状と今後の運営について。
- 2、施設を安心して利用するための運営体制と安全管理について。
- 3、キッズエリアの特色づくりと今後の活用方法について。

2問目ですね。スポーツセンターカフェエリアの現状と今後の方向性について質問させていただきます。スポーツセンターリノベーション事業において、カフェエリアは当初からにぎわいづくりや地域交流の場として期待されていました。キッズエリアと合わせた一体的な活用ですね、それらも検討されていたと思います。現状はキッズエリアが先にオープンしてカフェエリアは今後というふうにお聞きしていました。カフェエリア含め共用エリアもですね、地域経済の活性化や子育て世代の滞在環境の向上など、施設全体の魅力向上につながる重要な要素であると考えております。一方で、現在も運営方針などは協議がされていた状況だと思います。全協ですね、前回前日のですね全協のときに少し説明をいただきましたが、この場でも同じことになるかもしれませんが、質問させていただきます。そこで以下の点について質問させていただきます。

- 1、カフェエリアの現在の進捗状況について。
- 2、今後の運営方針と施設活用について。
- 3、キッズエリアとの連携やにぎわいづくりについて。

以上質問させていただきます。

○教育部長（水野泰博君）

八神議員より、まずキッズエリアについて3点御質問いただいております。

初めにキッズエリアの現状と今後の運営についてとの御質問です。キッズエリアの利用人数につきましては、4月は475人、5月が349名で、2カ月間で合計824人の子供たちに利用していただきました。利用に際しては、大治町公式LINEでの予約制としておりますが、定員に30名定員にしておりますが、定員に達していない場合は予約がなくても利用できることとし、町公式ホームページやLINEで周知をしております。

運営につきましては、利用者からのアンケートの御意見を参考に改善を進めております。具体的にはですね、アンケートのほうでゼロ歳から2歳の低年齢児向けのおもちゃや絵本を充実させ、塗り絵や折り紙が自由にできる工作室の利用も開始させていただきました。今後におきましても、利用者や子育て支援関係者等の声を聞きながら、より良い運営を進めてまいります。

次に、施設を安心して利用するための運営体制と安全管理についての御質問でございます。キッズエリアの運営に当たりましては、利用者の皆様に安心して利用いただけるよう、安全確保を最優先に取り組んでおります。開所前にはですね、2月になりますが、実施した内覧会や見学会でいただきました御意見を踏まえて、遊具、その周辺のクッション材の設置や子供にもわかりやすい注意喚起の掲示などを行うなど安全対策を講じてまいりました。また、2名の職員を配置いたしまして安全管理マニュアルに基づく見守りや巡回を行うとともに、未就学児につきましては保護者の同伴利用としており、保護者の皆様にもお子さんの見守りをお願いしております。今後も利用状況や利用者の声を踏まえながら、安全管理の徹底と継続的な改善に取り組んでまいります。

3問目、キッズエリアの特色づくりと今後の施設活用についてとの御質問です。本キッズエリアの特色は未就園児の年代から体を動かす楽しさや運動に親しむ機会を提供することにあります。屋内施設であることから、季節や天候を気にすることなく安全に遊ぶことができ、子供たちが思い切り体を動かすことで体力の向上や健やかな成長につなげることを目指しております。

また、子供たちがスポーツに触れるきっかけを提供するとともに、保護者同士が交流できる場として、子育て世代のつながりにも寄与する施設を目指しております。今後の施設活用につきましては、キッズエリアの平日は未就園児の利用が多いことから、6月におきまして児童センターとの共同による乳幼児向けのイベント「出張はるっこ」を開催いたします。児童センターを初めとする子育て支援関係者と連携しまして、親子向けイベントや子育て支援事業を共同で開催するなど、キッズエリアの魅力を充実させ、さらなる利用者の拡大を図ってまいります。

○総務部長（安井慎一君）

スポーツセンターカフェエリアの現状と今後の方向性について、3点御質問いただいております。

1点目の現状と今後の進捗状況ですね、現在の進捗状況についてというところでございます。カフェエリアでは、共用スペースとして来館者が飲食できる空間を設け、キッズエリアと連携して、来館者が集い、遊び、つながる場所として新たなにぎわいが創出できる事業の実施に向けて検討してまいりました。カフェ施設と共用スペースの活用につきましては、町の地域振興と商工業の発展を目的に公益的団体であります大治町商工会とともに協議を進めてきたところであります。今回、商工会との協議を終えましたの

で、次の質問の中で今後の方向性について御説明させていただきます。

2点目の今後の運営方針と施設活用についてでございます。まず共用スペースについて、共用スペースというのはテーブル・椅子とカフェに隣接するエリアになります。こちらについては商工会に貸与しまして、商工会が締結している友好交流協定団体との事業、商工会や商工会員の発展に資する啓発事業、カフェ運営事業者との連携・協力による地域振興事業などを通して、にぎわい創出事業に取り組んでまいります。

また、カフェ施設の運営は一般公募により事業者を募集し、来館者に対する飲食物の提供はもとより、事業者が単独で、あるいは商工会と連携・協力してにぎわい創出事業に取り組んでいただくような施設を考えております。

3問目のキッズエリアとの連携やにぎわいづくりについてでございます。キッズエリアに訪れる児童や保護者の方に喜んでいただけるようなカフェ施設と共用スペースの運用を期待しておりますので、私ども町、それから商工会、カフェ運営事業者との協議・検討を進め、にぎわいづくりに努めていきたいと考えております。

○2番（八神太紀君）

まずキッズエリアのほうについて再質問させていただきます。

答弁の利用人数ですね、4月、5月で824人というふうにお聞きいたしました。この利用人数において当初予定したこれぐらいの人数を来ていただけるだろう、定員は30人としていますので、それぐらい来ても大丈夫だろうという判断だというふうには聞いています。その利用人数を、現在の実際の利用していただいた人数と比較して、どのように考えているでしょうか。

またあと平日、休日で今ざっくりの4月、5月で聞いたんですけども、平日、休日において多分利用者が違うと思うんですけども、その点についてちょっとお聞きさせていただきます。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアの利用人数についてでございますが、キッズエリアの4月から5月の実際の利用率につきましては、土日祝日の利用率は46.7%、約5割程度で、平日につきましては12.5%というような状況になっております。

平日については、利用率が低い状況ではございますが、春休みが4月の春休み明けまして、小学校や保育園・幼稚園の通学・通園が実施されますので、そうなりますと一定程度平日は少なくなるということは当初から想定していた状況でございます。

平日と休日、土日祝日の利用者の状況ですけども、やはり平日はですね、本当に低年齢者、ゼロ歳、1歳、2歳の子がよく利用されているような状況です。土日祝日につきましては小学生の低学年の子もございますが、未就学児のほうが多いようなそんな状況になっております。

○2番（八神太紀君）

土日で約5割ですね、半分という 30 人定員で3回ありますので、15 人ずつだとしても、もうちょっともったいないかなというふうには感じます。その中でスポーツ大会との利用が重なったときには利用人数を制限するよというような答弁も前回いただいております。実際にですね、4月、5月を運営してスポーツ大会と重なった日、または、制限したときに30 人定員のところ15 人にしたのか、10 人したのかなど事例がありましたら教えていただきたいのと、その際の課題ですね、多分あると思うんですけども、そのあたりもお願いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

土日の大会の利用時との状況についての御質問でございます。4月から5月の土日祝日の開館日は全部で19日、19日間ございましたが、14日が大会などのイベントと重なっておりました。大会などのイベントがある場合は規模や駐車場の利用状況を考慮しまして、各部30 人定員を基本としておりますが、10 人だとか15 名、定員を制限して行っていました。特に大きな大会のときは終日開設をしないという日も設定をしておりました。

課題となるんですけども、大会などの主催者には利用人数や駐車場の台数、どれぐらい利用するかということをおあらかじめ聞き取りをした上でキッズエリアの利用を制限してまいりましたので、適切な運営が大会時でもできているのではないかなというふうには今は認識しております。

○2 番（八神太紀君）

19 日で14 日ということで結構大会と重なっていたのかなというふうには感じます。その中でキッズエリアに子供に多く来ていただきたいというのと、制限をしないというちょっと反することにはなるとは思います、この辺の課題がちょっと今後また出てくるかなと思います。

次に夏休みの対策について。夏休み、子供たち多く利用されるかなと思います。どの程度の利用増加を想定しており、どのような混雑対応ですね、多く来すぎて心配もありますけど、少なくとも寂しいことになるとは思います。またゴールデンウィークもありましたので、その点も踏まえて今の対策の状況をお願いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

夏休み期間中の対策についてでございますが、オープン前の2月に実施しました内覧会、こちらでアンケートをとった結果、約8割の方から30 人定員が適切との回答がありましたので、混雑が予想される夏休み期間中も各部上限30 人を定員で今は予定しております。混雑時の対策としましては、町公式のLINEによる予約制が今行っていますが、夏休み期間中も継続して実施をして混雑対策をしてまいりたいとそうように考えております。

○2 番（八神太紀君）

施設を利用してくれた方にアンケートをとっているかと思います。実際の 824 人の方が利用してリピーターの方もいるとは思いますが、アンケートのほうはこれまでですね何件程度回答いただいているのでしょうか。その中ではどのような意見や要望が多いでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

アンケートの御質問でございますが、4月の開所当初から現在もアンケートお願いしているところですが、5月29日の集計時点までで60名の方から御回答をいただいております。アンケートでは約8割の方から大変満足ですとか、満足だったというような御意見もいただいておりますが、御意見・要望として一番多いのがですね、先ほど答弁がありましたが低年齢児向けのおもちゃですとか絵本が欲しいという声が多くありましたので、そのあたりは4月、5月にかけて設置いたしました。

また、書き方工作で工作室というのが4月当初からありましたが、稼働はしておりませんでした。ここもせっかくあるなら開けてほしいという声もありましたので、5月になってからですね、工作室も開設をさせていただいているところでございます。

○2番（八神太紀君）

アンケートの中には利用金額についてもアンケートをとっているかと思います。その中でこういった意見が多かったのか。現在無料ですね。今後の利用も前回の3月のときにも今後検討していきますっていうふうにあったんですけども、どのような意見が多かったかと、あとスケジュールですね、今後どうしていくかというのをお聞きいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

利用料金についての御質問でございますが、現在実施しているアンケートでは有料化に向けた利用者負担の考え方について御意見を伺っておりますが、現時点での結果の集積、分析中でございますので、具体的な数値というのは答弁は控えさせていただきます。なお今後のスケジュールになりますが、3月の議会でも答弁させていただきましたが、引き続き利用者アンケート調査を行っていき、利用実態や保護者の負担感を把握した上で、あわせて近隣や類似する子供向けの室内遊園施設との料金水準も総合的に勘案した上で検討していきまして、令和8年度中に使用料を決定する予定でございますのでよろしくお願い致します。

○2番（八神太紀君）

利用料金ですね、僕も3歳の子供がいる親になりますけども、ある程度高くても施設が満足するものであればやはり行きたいと思えますし、幾らなんか無料でも余り子供は楽しめないもの親がゆっくりできないものだと、やっぱり行きたくないなってしまうので、その辺バランスをとって今後検討していただけたらと思います。

今アンケート、来ていただいた方にはアンケートをとっているかと思うんですけども、施設をもっと多くの人に利用していただいたり満足していただくっていうところで、利

用していない人ですね、要するに来ていない方にも「なぜ来ないのか」っていうのは調査をある程度するといいいのかなというふうには考えております。調査の仕方は難しいと思うんですけども、小学校や中学校などでは案内は配っていただいていると思いますが、僕の知り合いでも「何かできたらいいね」っていうのはあるけども「どこにできたか知らない」っていう方も実際にいたりとか、周知の方法がちょっと少ないんじゃないかなというふうにも感じております。先ほども土日でも50%、5割の利用っていうのはもう少し多くできるのではないかなというところで、例えばホームページ、大治町あると思うんですけどもトップには載ってないですね。どこから申し込みをしていいかわからないというような声をちょっとお聞きしました。ちょっとディスプレイのほうをお願いいたします。これはホームページのキッズエリアのページですね、に予約方法が載っています。LINEで登録なのでホームページからやる方は少ないと思うんですけど、まずLINEを登録しないといけないという手間がありますね。これ前までちょっとなかったんですけども、ちょっと御提案させていただいてつけていただきました。要するにホームページに行った後にこのページにまずたどり着きにくいんですよ。どこにもその飛び先がないので。実際見つけて飛んだ先にはこういうふうに書いてあるんですけども。これ作っていただいて本当にありがたいんですけども、アップしても結構ちょっとぼやけていて見にくいんですね。スマホだと余計見にくいですね。今僕タブレットなんで拡大ができるんですけどパソコンではできません。もうこのちょっと見にくいこの状態ですね。この状態でちょっと作業するっていうのは、もう少し利用者に優しくできるのではないかなというふうに思っております。例えばこれ、これをこの画像をAIできれいにしてって出ただけです。これだけでも大きい画像サイズ、画像サイズというのがあるんですけども、画像サイズが小さいと拡大ができないんですね。そのあたりも多分結構知識が普通だという部分ではあると思うんですけども、今こういったAIの活用もできますので、いろいろ周知方法というのは考えられるかなと思いますので。はい。ちょっとこのあたりを含めですね。ディスプレイ一旦ありがとうございます。このアンケートを、利用していない方のアンケートですね、こういった対策とか取り組みなどは何かされているでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

今現在利用されてない方を対象とした独自の調査というのは実施しておりませんが、町民の皆様からさまざまな機会を通じて寄せられる御意見等を参考にしながら進めたいというふうには考えております。

しかしながら、土日祝日のときに特に大会ですとかそういうときには、初めてスポーツで来たんだけどその中でキッズエリアを初めて見たっていう方も結構ございますので、来館した方々に今後もつながれるような、キッズエリアを利用していただけるような、そんなような場所にしていきたいなどは考えております。

○2番（八神太紀君）

もう1回周知についてですね、大治町の302号線沿いに看板が立っています。大治町スポーツセンターはこちらという矢印ですね。そこに看板にマークがあるんですけど、ピクトグラムみたいなマークですね。プールのマークがついていまして、昔はプールだったのでそういうふうになっていると思います。数年前の、プール自体はもう10何年前ですかねなくなっていて、数年前の他の議員の一般質問の中でもこのマークですね、「プールがあるようには見えるけども、今実際ないけども今後どのようにしていくんですか」というふうな質問があったかと思います。その中で「新しい運営方法が決まったら変更していきます」というふうに答弁をいただいていると思うんですけども、実際今キッズエリアが始まりました。今後この看板どのようにしていくか。今、方向性が決まっていましてお願いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

国道沿いの看板につきましては、今でもプールのマークがついていることは承知をしておりますが、その一方、こちらの看板を撤去するだとか改修するに当たっては、国道の上にありますので、交通規制ですとか関係機関との調整、また、一定の経費がかかるという懸念もございます。今後看板の必要性ですとか利用者への周知効果、更新の費用、そういったところも考えていかなきゃいけないものですから、そのあたりを総合的に勘案しまして検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○2番（八神太紀君）

次に、町外の利用者について質問させていただきます。現状、今後利用料を取っていくところにも関わってくるかと思うんですけども、大治町の人で今オープンにして2カ月間オープンしたのにまだいっぱいではない、満杯ではないという状況であるかと思います。今後夏休みを挟み周知はされていくとは思いますが、町の外の友達と利用したい。僕ですと親戚が名古屋市に住んでいますのでその親戚のちっちゃい子供と一緒に遊ばせたいとか、隣のあま市の友達と一緒にいきたいとか、ママ友だと大治町外でつながっている人もいますので「一緒に利用したいね」という声も多く聞いております。3月に答弁をいただいておりますが、オープンして新たに質問させていただきます。町外の利用者をどのように考えているのか。町内町外での料金の差をどのように設けるような考えなのかお聞きさせていただきます。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

町外料金についての御質問でございますが、先ほどちょっと言いましたが大会などイベントで来館される方で町外の方もございます。そういった方ですとか、お孫さんが町外にいる方からもキッズエリアを利用したいという声もございますので、有料化の際には町外の方も御利用いただけるようになるように現在考えているところでございます。また町内と町外の使用料、料金に差をつけることについては、アンケートで御意見です

とか、類似の屋内遊園施設の状況等を勘案しまして検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○2番（八神太紀君）

今のことでですね、例えば町内の人と一緒にいたら利用できるよとか、もしそういうのがあったらちょっと今後検討に入れていただけたらなと思っております。

続きまして、安全管理について質問させていただきます。オープン後2カ月たちましたが、これまでに事故や大きなけがなどは発生しているのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

事故やけがについてでございますが、大型ネット遊具が、「わくわくりんぐ」というものなんですけども、その中に昇降口、上に上がったり下に下がったりできる部分があるんですが、その昇降口付近におきまして利用児童が額を負傷する事案が1件ございました。

○2番（八神太紀君）

けがはどうしても公園でもあることだと思いますが、またそれを受けて今後どのように対策などを行っていく予定でしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

今回の事案の発生後につきましては、現場の状況を検証を行いまして、特に混雑時には大型遊具ネット遊具の中の昇降口付近こちらを重点的に監視するなど危険箇所を意識した見守りの強化をしてまいりました。今後も安全管理マニュアルについては継続的に見直しを行いながら、安心して利用していただけるような施設を目指していきたいと考えております。

○2番（八神太紀君）

事故などやっぱある、多少あるかと思うんですけど「危ない、危ない」で制限をいっぱいしてしまうと、やはり魅力のない施設になっていくと思いますんで、そのあたりのバランスをまた検討していただきたいと思っております。

次に、特色づくりについてお聞きいたします。キッズエリア、本当に今多くの市町村でやっているものだったりとか、民間がやっているものだと多くあると思います。そんな中で岐阜のほうだと室内でも芝生を全面敷いてある芝生エリアが多くあるところであったりとか、木だけの遊具を置いてある場所だったりとか、公園の横に隣接していて、中でも遊べる、公園でも遊べる、キャンプ道具とかを貸し出しができるとか、いろいろな特色を設けているところが多く見受けられます。また、そういうところがお母さんや子供たちも喜ばれて利用されているかなというふうに考えます。大治町が運営するのでお金もうけをしろというわけではありませんが、やはり魅力あるものにして一定数の金額をとっていくといいんじゃないかなというふうに僕は考えております。

そこでですね、特色づくりについて答弁の中で先ほど未就園児から運動に親しむ機会

の提供というふうな説明もありました。今後、ここの、他の民間がやっているところだったり自治体がやっているところと差別化をどのように図っていくのか、今考えがあればお聞きいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

本町のキッズエリアの特色の一つとしては、スポーツセンター内に設置されていることによる相乗効果が生まれるものであるというふうに考えております。キッズエリアを利用した保護者がスポーツセンター内のトレーニング室やランニングコースがあることを知ったきっかけでその後おひとりで利用しに来るとか、また、大会などでアリーナですとかを利用された方がキッズエリアの、先ほども申しましたが存在を知って、その後家族で再度来館するとか、そういうきっかけになるのが期待されております。このようにキッズエリアを入り口としまして、スポーツセンターの施設全体の利用促進につなげて他の自治体や民間の施設との差別化を図っていきたいと、そして幅広い世代に親しまれるようなスポーツセンターを目指していきたいと考えております。

○2番（八神太紀君）

特色について再度質問させていただきます。ディスプレイのほうお願いいたします。これ例えばスポーツセンターということでスポーツ施設なので、よくあるのは知育玩具とかが置いてあるんですね。頭の回転をよくするとか工作、手を使ったものがっていうのはよく僕は見かけるんですけども。スポーツセンターの中にある施設でわくわくリングとか体動かすものになっているので、こういう運動能力向上プログラムみたいなものを、要するにコンセプトですね。大治町スポーツセンターではこういうことができます。今から例えば滑り台を増やすとか、何か遊具を増やすっていうのはとても難しいことだと思います。お金が結構かかるので。だからこういうふうにこういうコンセプトでこういうことはやりますよとか、ちょっとここに運動向上のステップみたいなちょっと僕つくったんですけども、こういうことができるってことを周知するだけでも、ちょっと行ってみたいとか、こういうことをするからこそ運動機能が向上するいい施設だなというふうに思ってもらえるかなと思っております。例えばこういう大型のものを足すのは難しいと思うんですけども、こういうフラフープだったりとかラダーとかバランスですね、こういうのをちょっと結構施設の割に、施設の割といいますかスペースがあると思うんですよ。そういうところに置いて、表紙に、ポップで「こういうことをやりましょう」とか、子供ミッションが好きなので「このミッションをクリアしましょう」とか、親御さんもこういうことをすると子供のこういう運動機能、ジャンプとか足を上げるとか、そういうところも楽しくできるかなと思うので、ちょっと考えをしてみたいたらなというふうに思うのと、済みませんもう1個ですね。これ要望みたいになるんですけど、子供は忍者好きなんです。なので結構忍者っぽいと思うんですよ。くぐったり上ったり、ふわふわで何か雲の術みたいなのとかですね、これお金かからないんで

す。アイデア一つで、さっきの運動機能のところではこういうことをしましょう運動機能が変わります。忍者のときだったらこういうミッションをクリアしましょう。忍者になって登りましょうとか、そういうことだけでも子供たちが喜んだりとか、夏休みの例えばこの1週間は忍者週間とか、そういうことも基本的にはお金はかからずアイデアでいけるかなと思います。親子体験あと平日すごく人数が10何%って少ないと思います。なんで親子体操教室みたいなスポーツセンターの人が簡易的なのをやっていただく。こういうふわふわを使ったりとかちょっと登ったりは難しいかもしれないんですけども、せっかくあるのでこういうものができないかなという要望にはなるんですけども。ちょっとお聞きしたかったのは、こういうこれ多分数万で買えると思います全部。スポーツセンターにはもしかしたらもうあるものもあると思うんですけども、今後こういうのを買うことってというのは可能でしょうか。費用があると思うんですけども来年度の予算を待たないといけないのか、今の中のある予算で数万円だったら買えるのかというのをちょっとお聞きさせていただけたらと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

大変参考になる御提案いただきましてありがとうございます。いろんな方のさまざまな声を聞いて改善には努めていきたいと考えております。

先ほど御質問にありました少額のものであればある程度キッズエリア用ということで消耗品費として当初予算には計上しております。その中でいろんなアイデアを具現化できるというような遊び道具ですとか、そういったものは引き続きいろんな方の意見を聞いて購入もしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○2番（八神太紀君）

ではキッズエリアについては質問を終わらせていただきます。

次にカフェエリアについて、質問のほうさせていただきます。改めてカフェエリアのオープンについてスケジュールのほうをお聞かせください。お願いいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

カフェエリアや共有スペースの運用、運営のスケジュールということでございます。カフェエリアにつきましてはこの6月に運営事業者を募集をいたしまして、7月に事業者を認定いたします。8月以降に開店できるように計画しております。

また、商工会が共用スペースで行うにぎわい創出事業につきましては、令和8年度を準備期間といたしまして、定期または不定期でにぎわい創出事業を実施していただくことを想定しております。

○2番（八神太紀君）

今6月に事業者を募集というふうにお聞きしました。もう既に6月ですね、入っております。具体的には何日から、応募する予定でしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

まだ具体的には予定、日にちは決定をしておりません。

○2番（八神太紀君）

多分6月の後半ぐらいからになるのかなと思うんですけども、7月に選定をして8月に多分決まればオープンということになってくるかなと思うんですけども、これ期間としてはものすごく短く僕としては感じます。今から公募するっていうことで、大治町内の方に実際どれぐらいちゃんと周知ができるのか。その中で選定になってきたときに、後からちょっとやってみたかったなあとか、今、公募内容ももらったけども実際に運営できるかどうかというのはいちや二やと検討したいっていうところも多くあるかなと思うんですけども。もう少し期間を持つべきではないかなというふうに僕は感じるんですけども、その点いかがでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

カフェエリアの事業者の募集につきましては、県内あるいは県外であったり、食堂やカフェ施設、こういったところを一般公募かけている自治体も多いと。そんな中で各自治体の考えにはよりますが、一月程度をもって募集をかけるという自治体かなりの数で多くございます。そういったことと、我々も本来ですと早めにカフェエリアをオープンしたかったという思いもあるっていうことと、スポーツセンターの来館者の方が早くカフェ施設のオープンを望んでいるという声もお聞きしておりますので、私どもも一定の期間を設けて早めにオープンしていきたいという考えのもとに今回のスケジュールを組んだものでございます。お願いいたします。

○2番（八神太紀君）

僕もカフェエリアはなるべく早くオープンして欲しいなと思っておりますので、しっかりと公募またホームページ等通していくとは思うんですけども、周知ができるようにしていただきたいと思います。

次に事業者選定についてお聞きさせていただきます。事業者募集に当たり、どのような事業者を想定してどのような審査基準を設ける予定でしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

審査基準の関係でございます。審査基準につきましては、カフェの運営コンセプトや運営形態、提供メニューや販売価格、それから安全衛生管理、収支の計画、それから現在の飲食業の経営状況、最後に、独自提案の事項の予定をしております。

○総務部長（安井慎一君）

事業者の想定というお話がございましたけれども、ありましたね、はい。カフェ施設の運営につきましては基本的に事業者の自己資金で運営していただくということになります。これは例えば消耗品ですとか光熱水費、ここは水道と電気の機器になりますけども、こういったもの。それからあとは施設をお貸しますのうのでそういった使用料ですね。そういったところが基本的には施設管理の施設のほうの利用料金となります。あとは物を飲

食物を販売するということも食材等、あるいはジュースの販売だとかお皿だとか、そういった類いのものも事業者のほうで全て自己資金として行っていただくという考えがまず1点でございます。

それからどのような事業者を募集していくのかというところでございますが、基本的には大治町にゆかりのある方というところで、大治町内で飲食業を営んでいる方もしくは大治町に住民票がございまして町外で飲食業を営んでいる方、こういった方に大治町のカフェ施設を使っていただいて盛り上げていただきたいなと、そういうような意向を持ってございますので、今回はそのような事業者として公募していくような予定でございます。

○2番（八神太紀君）

応募について例えばなんですけども、この応募がなかった場合ですね、あり得るかなと思います。今大治町の中でっていうふうにあったんですけども、例えば応募がなかった場合、または応募が少数で審査基準に満たなかった場合、大治町以外の人も募集するのとか期間を延ばすのとか、そのあたりはどのように対応する考えでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

仮に応募者がいないなどの場合につきましては、再度検討していきたいというふうに考えております。

○2番（八神太紀君）

先ほど事業者負担について光熱費や水道費や食材も全て事業者負担というふうにお聞きしましたが、施設の中の一つのエリアになるかと思うんですけども、水光熱費ですね電気代とか水道代っていうのは、どのようにそこがカフェエリアの部分というふうにはわかるようになっているでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

電気と水道につきましては個別のメーターがございまして、そちらに従いまして算定をしていきたいと思っております。

○2番（八神太紀君）

あと使用料についてお聞きいたします。よく言うテナント料みたいなものになるかと思うんですけども、大治町は行政財産の使用許可に係る手数料条例が定められていますので、この金額になるかなと思うんですけども、この金額だと結構安い金額になるかと思います。それがいい悪いではないんですけども、実際に貸した場合幾らになるのか、またそのままいくのか、今後を検討していくのかお聞きいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

とりあえずの1カ月の予定でございますが、1平米ですね一月440円で、カフェ部分がですね36.6平米ございますので、一月当たり1万6104円の予定でございます。

○2番（八神太紀君）

今後そのままいくのか、また検討していくのか、そのあたりはどうでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

使用料におきましては議員おっしゃる行政財産の条例に基づいて使用料を徴収していくという流れになります。先ほど課長が申しましたように現在は事務所、倉庫等の中に含めて1平方メートル当たり440円掛ける店舗面積が36.6平米ということで1万6104円となつてございます。しかしながら公益性がある施設ということで、各自治体では安く設定しているところ、あるいは民間の店舗の取引を反映するような形で条例を制定しているところもあります。大治町としましては、まずオープン後令和8年度内はこの1万6000円程度で行っていきたいというふうに思っております。その後、募集要項にも記載はしますが近隣の自治体を踏まえて現在5万円前後となるような検討で少し今調べておりますので、今後についてはその条例も改正して、議会のほうにまた提案をしまして、令和9年度より新しい価格の金額でもって使用料をお願いしていくことをあらかじめ事業者の方に伝えて進めてまいりたいと思います。例えば、町内の店舗ですと1平米当たり先ほど面積換算しますと、やはり4万8000円から7万3000円程度、これ町の調べですけども、それから他の自治体ですと平米当たり町村レベルで308円から1,660円。あるいは市レベルになりますと平米当たり400円から1,650円ということがございますので、この辺も考慮して月当たり5万円前後がカフェの施設の大治町の施設としては望ましいんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○2番（八神太紀君）

使用料の話今お聞きしました。これもバランスだとは思いますが、にぎわいを創設するに当たって、やっぱり来館数が少なければ事業者としても余りうまみがなかったりとか、事業者努力だけでは難しい場合もあるかと思います。その中で例えば、半年やってみたけどちょっとこれは体力がもたないと、1年やってみたけどちょっと先が見えないというようなことで撤退する可能性もあるかと思うんですけども、そういった場合はどのような契約とかになるんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

撤退した場合ということでございますが、一応当初の運営期間といたしましては5年間の予定をしております。どうしても撤退されるということでございましたら、再度公募を行うという形になろうかと思います。

○2番（八神太紀君）

今5年間というふうにお聞きしましたが、じゃあ6年目はどのようにするのか、再度公募するのか、今のところ再契約という形になるのかはどうでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

まずは5年間運営できるということで公募はしてまいります。その中でですが、定期的に御利用される方からまずはアンケート調査をしまして、施設のより利用しやすいよ

うな改善をまずは心がけていくと。これは町それから運営事業者、商工会と定期的に打ち合わせをしまして、共用エリアを含めたカフェを皆さんに使いやすいようにしてまいりたいと。その上でやはり運営方法が望ましい形で5年間運営しておれば、あえて違う業者ではなくその業者の方をお願いして、安定して子育て世代に喜んでいただけるような施設づくりを目指していきたいというふうに思っております。

○2番（八神太紀君）

次に共有スペースについてちょっと御質問させていただきます。商工会のほうに共有スペースのほうは依頼というふうで、不定期ですかね今年はっていうふうにお聞きしたんですけども、具体的にはどのように商工会が運営していくようにこちらが願うのか。また、にぎわいとはどのような状態を指しているのかをちょっとお聞きいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

はい、にぎわいづくりにつきましてキッズエリアやスポーツセンターの利用者の方が、また施設を利用したくなるような仕掛けが重要だというふうに考えております。このため事業が始まりましたら利用者からの意見を聞きまして、町、商工会、カフェの運営事業者と協議しながらにぎわい創出事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

この共用スペース商工会に依頼というところなんですけども、これ例えば商工会以外の、例えば大治町でいろんな団体があつたりとかしますので、不定期に商工会は開催ということであればほかのところを使うこともできるかなと思うんですけども、商工会以外の地域団体や子育て団体などが利用することは可能でしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

基本的には商工会で事業を行っていただきたいというふうに考えております。商工会以外で利用する場合につきましては今後協議というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

先ほどにぎわいとはっていうこともお聞きしましたが、にぎわいが創出できた、これは成果としてはよくできているなっていうふうには、どのように評価をする考えでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

先ほど部長の回答にもございましたが、利用者へのアンケート、こちらで調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（八神太紀君）

次にキッズエリアとの連携についてお聞きします。先ほどもちょっとお聞き、答弁の

中でもありましたけども、具体的にどのような連携を今想定してお願いしていく、町としてやっていきたいと思っているのかですね。例えばですけども、親子向けイベントだったり読み聞かせとか、こういうイベントと連携するっていうこともできると思うんですけども、今何か想定しているようなものがあればお願いいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

そうですね、商工会主体のにぎわい創出ということになりますが、こちらのほうですね、現実可能な施策になるというふうに、こういったことを皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

今いろいろちょっとお聞きしました。ちょっと細かいことも聞いたんですけども、僕自身やっぱり子供もいて、いろんな施設に行って、とてもこのオープンを楽しみにしていました。もっとよくしてほしいな、子供がもっと遊べるようにしたいなというふうな思いを持っています。

最後にちょっと町長のほうにお聞きさせていただきます。スポーツセンターの今後のビジョンと活用方法についてですね。最初のほうにも言いましたが、このスポーツセンターリノベーション事業もカフェエリア、キッズエリア、共有スペースを含め、約6億円がかかっている施設であります。この事業自体は前町長の時代から進んでいるものであるので、町長が就任されたときにはもう基本設定が決まっていて大きく手を付け加えることは難しかった状況であるとは思っております。また、にぎわい創出に向けて商工会さんと、各関係団体といろんな協議をしていただいたということも承知はしておりますが、やはり施設はできておしまいではないというふうに思っております。これからどのように活用していくか、そのあたりは現町長でも考えたりとか、こういうふうにしていきたいっていうところはあると、僕としてはうれしいなというふうに思っております。そのためには将来に向けてこの施設をこういうふうにしていききたいと思っている、今担当課の方からいろいろなことはお聞きしました。僕は町長にもちょっと一言いただきたいと思いますので、今後町長としてこのスポーツセンターを1年、2年、5年、10年とどのような施設にしていきたいか。またこの施設を通じてどのようなまちづくりをしていきたいかというところも少しお聞かせいただければと思います。

○町長（鈴木康友君）

まずはスポーツセンター全体ということでお答えをさせていただきたいなと思います。スポーツセンターは町民のスポーツ活動の中心であり、また、基幹となる施設でございます。今回開いたキッズエリアですね、こういったものも含めると幼少のお子様から高齢者の皆様が本当に幅広いさまざまな活動を行っていくことを想定した施設と今後なっていくというところで、今後もその利便性を本町としては高めていくことは必須であると自分のほうも考えております。その中でも今回開設いたしましたキッズエリア、に

ぎわい創出事業でありますカフェが、もちろんその中心を担っていくということで自分のほうも認識しておりますし、その二つの事業がより今までスポーツセンターになじみのなかった方がお越しになるというような本当に施設になっていただきたいと自分も考えております。今後も、議員たくさん案をいただきましたが本当にそのとおりだと思います。広報やPR、そしてアトラクション、アトラクション面、そして利用面ですね、こういったものにつきましても運営努力が必要だと思っておりますし、設備的な投資も含めてより多くの方に利用していただいて、より喜んでいただけるような施設を目指して、皆様の御意見を大切に運営してまいりたいと思います。

最後にこういったものにつきまして今回大治町としては初のこのような施設でございますので、運営についてはまだまだ制度的にもまだ足りていない部分もございますし、設備的にももっと充実させていただく必要があるとは思っておりますので、スポーツ課を中心に、各課連携でまちづくりに協力いただける団体の皆様方の協力をもっとしやすいような、官民連携できるような仕組みづくりをまず進めていきたいなと思っておりますので、そういった点につきましても、まずは本町初めての試みでございますので、一つ一つ挑戦していきますので、どうかまた御意見いただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（八神太紀君）

最後になりますが、キッズエリア、カフェエリアとも今後単なる遊びスペースっていうだけではなく、子供たちの笑顔が集まり、人と人がつながり、大治町の未来を育てる場所になっていけたらなというふうに僕は考えております。また来たい、大治町にこんな施設があつてよかったと町民の人が胸を張って思っていたいただける施設に育てていただきたいなというふうに思っております。そのために私自身も町民の声を行政のほうにお届けさせていただいたりとか、自分も利用しますので思ったことを伝えさせたりとか、御協力のほうをしていきたいと思っておりますので、ぜひ、町長初め関係各位の皆様に長期的な視点を持って施設運営に取り組んでいただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、砂子土地区画整理事業について改めて聞く。事業を進める意義は何なのか。

砂子土地区画整理事業を進めるために今年度 1300 万円の予算が計上されています。本町にとって自然の貯水池となっている農地を減らし、また、限られた財源の中で町が貴重な公金を投入して、この砂子土地区画整理事業を進める意義は何なのでしょう。

2、総合福祉センター希望の家の指定管理者であり、また町から多くの委託事業を受けている社会福祉協議会の事業内容に問題課題はないか。

①総合センター希望の家、2階の地域福祉センターの利用者は、老人、障害者、児童または母子、寡婦もしくは父子家庭に属する者、社会福祉を目的として活動する者などと決められています。しかし実際の利用者は、社会福祉を目的として活動する者のほかは、ほとんど高齢者です。それ以外の方も利用が進むよう指定管理者である社会福祉協議会に指導すべきではないでしょうか。

②地域福祉センター内のカラオケルームの利用対象者について、障害者としては身体障害者のみであるという趣旨の掲示がなされていました。障害種別による差別ではないかと考えますが、どうでしょうか。

③町社会福祉協議会に対して、町は今年度予算で障害者の基幹相談事業を委託しています。この基幹相談事業の主な事業内容は「総合的、専門的な相談支援の実施と相談支援事業所などに対する必要な助言、指導、その他の援助」とあります。名古屋市は社会福祉協議会以外の民間事業者がこの事業を委託しています。町内にある他の民間事業者に委託したほうが良いと考えますが、どうでしょうか。

④町の行政改革推進委員会の中で、町だけでなく町の外郭団体である社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会も行政改革を進めるべきではないかという意見が出されました。地域福祉センターは身体障害者に対するデイサービス事業を行っています。この事業は障害福祉サービスによらない町単独事業のため、町の財政負担率が高くなっています。2018 年から国の制度として介護保険サービスと障害福祉サービスを同じ事業所で提供できる共生型サービスが認められています。この共生型サービスを導入すべきではないでしょうか。

⑤町は社会福祉協議会に多くの事業を指定管理や事業委託しています。さらに町は今年度当初予算で約 1 億円の運営費補助金を社会福祉協議会に出しています。社会福祉協議会はまた独自採算の事業も行っており、その事業の採算性も重要であると考えています。独自採算の事業である介護保険サービスと障害福祉サービスは、単年度で過去数年間採算がとれているのでしょうか。採算がとれていない場合、他財源を充てる必要があ

ります。町の補助金から充てている分は幾らあるのでしょうか。

3、物価高対応子育て応援手当を対象外の世帯に誤って支給した件がありました。どれぐらい返金されたのでしょうか。

4、食料品等物価高騰支援事業のプリペイド型ギフトカードがまだ届かないとの声を聞いた。配布状況はどうなっているのか。1月27日の臨時会で補正予算を可決しました。町民の中からは食料品等物価高騰支援事業のプリペイド型ギフトカードが5月25日時点でまだ届いていないという声を聞きました。ちょっとお待ちください。ここでディスプレイをお願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫議員）

これは前に町のホームページに出ていた、今は違いますが、「配布方法、令和8年1月1日時点での住民基本台帳上の住所に「対象者個人名」を宛名として、ゆうパック（対面配達）により郵送します。申請は不要です。」とありまして「配布時期は令和8年5月12日以降、順次配布し5月末に配布完了予定です。なお不在等の理由により不在票が投函されていた場合は、所定の手続により再配達の依頼をお願いします。」とあります。

○議長（若山照洋君）

吉原議員、モニター見ずに正面見て、ここに映っていますよね。

○11 番（吉原経夫議員）

はい。とあります。現在はまたちょっと違っております。ちょっとごめんなさい、間違えました。町のホームページでは、6月1日付で出ております。令和8年6月1日時点最新情報ということで、「町内の全域でギフトカードの配達が進んでおりますが、ゆうパックによる対面受け取りでの配達作業に時間を要していることから、一部地域で「不在票」の投函ができていない地域があることを確認しております。郵便局により6月7日（日）」昨日までですね、「までに、全ての地域において、不在票の投函を含め、配達完了の見込みであることから、お受け取りまでもうしばらくお待ちください。配達完了見込みが遅くなること、お詫び申し上げます。「不在票」が投函されていた場合は、所定の手続により再配達もしくは甚目寺郵便局にてお受け取りをお願いします。転送届

を提出していたにもかかわらず、受け取りができず返戻されてしまった場合など、ギフトカードが受け取れなかった方については、6月15日（月）より、役場にて受け取りができるようになる見込みですので、詳細は後日更新される本ホームページを御確認ください。」とこうあります。ありがとうございます。ディスプレイありがとうございます。

○議長（若山照洋君）

大丈夫ですか。

○11 番（吉原経夫議員）

大丈夫です。原稿をもう1回出しました。現状は結局、昨日時点までのことが書いてあるんですが、現状はどうなっているのでしょうか。以上で質問を最初の質問を終わります。

○建設部長（三輪恒裕君）

砂子土地区画整理事業を進める意義は何なのかという御質問をいただいております。砂子地区では土地区画整理事業を進めていく機運が高まり、地元地権者が主体となって組合施行で進められる土地区画整理事業であります。道路を始めインフラなどの公共施設の整備や土地の形状が整うことにより、土地利用の効率化が図られると考えております。また、一種低層住居専用地域となっている暫定用途地域の解消により、企業の誘致を行ったりすることで、砂子土地区画整理事業を進める意義は大いにあると考えております。以上でございます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして2問目の御質問。町社会福祉協議会の事業内容に問題や課題はないのかについて5つの質問をいただいております。

初めに、1問目でございます。総合福祉センター希望の家2階の地域福祉センターは、条例によると利用者は「老人、障害者、児童又は母子、寡婦若しくは父子家庭に属する者、社会福祉を目的として活動する者」などとなっているが、利用者はほとんど高齢者である。高齢者以外の方も利用が進むよう指定管理者である社会福祉協議会に指導すべきではとの御質問でございます。地域福祉センター2階には、主に男女の浴室、カラオケ機器が設置してある視聴覚室兼音楽室、囲碁・将棋が利用できる教養娯楽室、マッサージ機や低周波治療器が設置してある機能回復訓練室、町内のボランティア団体が打ち合わせなどで利用できるボランティアルームがございます。これら施設のうち、ボランティアルーム以外につきましては、開館当初から高齢者及び身体障害者の方の利用となっております。現在、安全性の確保などを考慮しながら利用者の拡大を含め、施設の有効活用について社会福祉協議会と協議を進めているところでございます。

続きまして2問目でございます。地域福祉センター内のカラオケルームの利用対象者について、障害者は身体障害者のみであるという趣旨の掲示の意味はとの御質問でございます。開館当初よりカラオケルームの利用は老人及び身体障害者の方に御利用いただ

いておりましたので掲示をしておりましたが、現在におきましては、障害者の方の利用につきましては身体障害者に限った運用はしておりません。

続きまして3問目でございます。町は今年度より町社会福祉協議会に対して基幹相談事業を委託しているが、町内にある他の民間事業所に委託したほうがよいと考えるかどうかとの御質問でございます。基幹相談支援センターとは、障害の種別に関わらない相談や専門的・困難事例についての相談受付、虐待防止、他の相談支援事業所への助言などを行うことを目的とする施設でございます。町社会福祉協議会は、町から障害者相談支援事業及び成年後見支援センター運營業務を受託しており、総合的な相談等の業務を行う上で一体的に対応することができます。また、これまで障害者支援協議会の運営にも携わってきた実績を加味し、令和8年度より大治町障害者支援協議会の運営を受託しており、町内における相談支援の中核的機関として町内の各相談支援事業所や関係機関との連携も図られております。人員体制につきましても主任相談支援専門員などを配置することで総合的な相談支援、困難事例への対応や各相談支援事業所への専門的な指導や助言を行うなど、これまでも町内の各相談支援事業所との連携や信頼関係も構築されております。以上のことから基幹相談支援センターに求められる総合的、専門的な相談支援の実施と相談支援事業所などに対する必要な助言、指導などが適切に行われ、基幹相談支援センター運營業務を受託する以前より、既に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として機能していることから、社会福祉協議会に基幹相談支援センター運營業務を委託することが適任との判断により委託したものでございます。したがって町内にある他の民間事業者に委託したほうがよいとは考えておりません。

続きまして4問目でございます。身体障害者に対するデイサービス事業は町単独事業のため、財政負担を軽減するために共生型サービスを実施すべきではないかとの御質問でございます。一般的には、身体障害者デイサービス事業につきましては、在宅で生活する身体障害者の方が地域福祉センターなどへ通い、日常生活支援や社会参加支援を受けるもので、旧身体障害者福祉法に基づく市町村事業として実施されていたものであります。現在では制度改正により身体障害者デイサービス事業は障害者総合支援法のもとで生活介護、自立訓練、地域活動支援センターなどの通所系の障害福祉サービスに再編されております。希望の家の地域福祉センターで行っている身体障害者デイサービス事業につきましては町単独の補助事業として大治町社会福祉協議会が実施してまいりましたが、障害者総合支援法に基づく通所系サービスの充実に伴いここ数年利用者はなく、その役割がおおむね代替されている状況でございます。そのような状況を踏まえ、現行制度との整理を図る中で、町社会福祉協議会と当該事業の今後の運営方針について廃止も視野に入れ検討を進めているところでありますので、共生型サービスの実施の考えはございません。

最後に5問目でございます。独自採算の事業である介護保険サービスと障害福祉サー

ビスは、単年度で過去数年間採算はとれているのかとの御質問でございます。令和3年度から令和7年度の過去5年間の社会福祉協議会の決算書で申し上げますと、介護保険サービス事業につきましては、全ての年度において財源が不足している状況となっております。また、障害福祉サービス事業につきましては、全ての年度において収入で賄えている状況となっております。次に採算がとれていない場合、他財源は充てる必要があるが、町の補助金を充てている部分はあるのかとの御質問でございます。収支の不足部分に町からの補助金は充てておりません。以上でございます。

○福祉部長（大西英樹君）

続きまして物価高対応子育て応援手当の過支給について報告をさせていただきます。令和7年度国の補正予算により事業を実施したもので、ゼロ歳から高校生の年代までの方を対象に臨時に1人2万円の給付を行ったものでございますが、この際、大学生の年代の方の分も支給するという誤りを起こしたものでございます。大変御迷惑かけました。過支給の件数につきましては3,393件のうち144件でございました。現在141件の方から返還をいただいて、残り3件の7万円が返還が完了していない状況でございます。引き続き返還手続を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○総務部長（安井慎一君）

4点目の物価高騰に伴うプリペイド型ギフトカードについてでございます。議員から御質問いただいたとおり、まずもってですね、当初、配達業者との打ち合わせにより5月末をもって配布予定ということで我々も進んでおりましたが、実際には5月末に届かないという事が発生しましたことを、町民の方をはじめ皆様方に改めておわび申し上げたいと思います。それから現状を踏まえて御報告をさせていただきたいと思います。プリペイド型ギフトカードにつきましては、今回の事業におきまして、おひとり6,000円、町内及び町外でさまざまなところで個人ごとが使えるように我々が提案して事業化したものとなります。このギフトカードの総数につきましては3万3,695件でございます。5月末の配達事業者からの報告は、配達完了が2万5,791件、不在票の投函が545件、転居等により他の郵便局へ転送されたもの等が370件、配達作業中のものなどを含め未配達の件数が6,989件となっております。この5月末で完了しなかったというところでございますが、やはり実際に配達して対面受取という方法をとりましたので、そこに少し作業量が通常考えていた以上に増えたんじゃないかというような分析をしております。その後、配達業者と打ち合わせをしまして6月7日までに配達できるような体制をとっていただきました。昨日までですね、配達が終わったわけですが、昨日で配達は全て完了し、不在者票を置いたのは1,050件世帯ですね、1,050世帯に対して投函をしたところでございます。

今後の進め方についてでございます。今後におきましては、6月の14日まで配達事業者において配達、再配達期間を設けて甚目寺郵便局で保管しておりますので、再配達や

郵便局窓口受取にて対応してまいりたいと思います。それから6月15日から、こちらにつきましては役場の企画政策課において、再度受け取れなかった方に対しまして配布を  
してまいりたいというふうに思っております。町としましては引き続き甚目寺郵便局と  
連携しながら、配達状況の把握に努めるとともに、未配達となったものについて適切に  
対応してまいりたいというふうに思っております。

○11 番（吉原経夫議員）

ちょっと順番も変えてですね3番目から再質問させていただきます。3番目で144件  
中で残り3件ということで、大分頑張って回収されたということで、それはいいことな  
んですが、ただやっぱりこういう町が事務手続の誤り、起こしたっていうことはやっぱ  
り原因がある。だから原因を突き詰めて突きとめて再発防止が必要だと思います。これ  
は子育て支援課に限らないんですが、これはどう再発防止に向けてどのように取り組ん  
でいるのか。それは総務部長なのか町長なのかお答えを願いたいと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

はい。再発防止についてどう考えるかということでございます。事務処理誤りを防止  
するために、6月1日付で大治町事務処理誤り防止のための業務分野ごとのリスクと対  
策を策定し、事務処理誤り防止に向けた基本的な意識と取り組むべき事項について明確  
化し、各業務で起こり得るリスクに対する対策をまとめたものを全職員に対して周知し  
ております。今後はこちらを新規採用職員研修で配布するなどあらゆる機会を通してそ  
れぞれの業務におけるリスクと対策を意識してもらえよう、職員の意識の醸成に努め  
てまいりたいと考えております。

○11 番（吉原経夫議員）

マニュアルをつくったら完璧に事務処理誤りがなくなるわけではないんで、また事務  
処理誤りがあった場合、議会に報告していただいて、また対策面の強化それをお願いし  
なきゃいけないかなと思っております。

次4番目についてですが、ちょっと報告の中でちょっとわからなかったんですが、6  
月11日まで再配達期間と報告をいただきました。6月7日までに未配達、不在票を置い  
たんで何件かあるということで、例えば6月7日に不在票を置いたら1週間再配達期間  
があるんで11日までっていうのはちょっと今までの郵便局の取り扱いと違うんで、ちょ  
っとそれはどうでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

そちらの点でございますけれども、郵便局のほうでは6月14日までの再配達期間とい  
うことで伺っておりますのでよろしく願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

ですから、一般的に郵便不在票を置いた場合は1週間なんですよ。それを換えること  
って郵便局できるんですか。だって6月7日だったら1週間だったら14日かな、11日ま

ではないんで。ただ今回1回目のときは不在票を置かないで2回目に初めて不在票を置いたという話も聞いております。これは郵便局の運用のやり方ですし、それについては言いませんが、やっぱり不在票おいたら1週間というのが原則で、それはちょっと郵便局とどういう話になっているんでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

我々としては6月14日までの再配達期間ということで、6月15日に役場窓口にて配布ということになりますので、当初の契約どおりということで、それ以外のことはお答えする立場にありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

郵便局がそういうふうな等の話でそうなったということですね。

〔「はい」の発言あり〕

○議長（若山照洋君）

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫議員）

6月15日から配布するためには14日にもらっとっては間に合わないんでそれはわかるんだけど、そこら辺は町の都合で郵便局に対応を変えてもらったのか。いや郵便局はまあそれでいきましょうと言ったのか。普通は1週間なんです。だけど町として6月15日からやると言ったら14日にもらっとっても間に合わない。7日に不在票を置いても14日まで待っていてはできないんで、そこら辺は町の都合でやったんじゃないかなと今思うんですが。だってそうとしか、一般的郵便局は1週間なんですよ。それを7日で入れて11日までというのは、これはだって郵便局がどういう説明を受けているのか、もしくは郵便局のほう有余り言葉としては良くないかもしれないけど町にそんたくしたのか。ちょっとそこら辺もですね、ちょっとわかる範囲でお答えいただきたいし……

○議長（若山照洋君）

町にそんたくというのはちょっと違うと思うよ。

○11番（吉原経夫議員）

だけどまあ、ということなんで、これちょっと郵便局にその事情は今わからんにしても聞いておいていただきたいと思います。じゃあほかの点ですが……

○議長（若山照洋君）

今のはいいいんですね。

○11番（吉原経夫議員）

はい、いいです。ちょっとプリペイドカードの使い方6,000円なんですけど、6,000円を超えたものを買うときですね、お金を継ぎ足せる場合とか、ポイントを継ぎ足せる場合とか、また駄目な場合とか、何かそれぞれ店によって違う。そこら辺は町としてどのように把握していて、どう広報していく予定なのか。それをお聞かせください。

○企画政策課長（水野 学君）

本事業で配布いたしますギフトカードにつきましては、VISA加盟店で利用できるプリペイド型ギフトカードでありまして、スーパーとかドラッグストア飲食店等で全国のVISAカード取扱い店舗で幅広く御利用できるというものであります。また、議員御質問の現金との併用につきましては店舗ごとの運用によって取り扱いが異なっております。町内の主な店舗で申し上げますと、アオキスーパー大治店さん、大治南店さん、ピアゴ大治店さん、スギ薬局大治店さん、ドラッグスギヤマ大治店さんなどにおきまして、ギフトカードの残額が購入金額に満たない場合でも現金を追加して支払うことが可能であるということを確認しております。一方で、コンビニエンスストア各店、それからVドラッグ大治店さん、ゲンキー西條大辻店さんなどでは、現金との併用ができない運用となっております。なお、現金併用の可否につきましては、それから各店舗固有のポイントとの併用につきましては、各店舗の決済システムや運用方法によるものでございますので、町が指定しているものではありませんということを一言つけ加えさせていただきます。町といたしましては、住民の皆様が円滑に御利用いただけるようカード送付時に利用可能店舗や利用上の注意事項等を同封させていただきました。今後におきましても町ホームページや広報等で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○11 番（吉原経夫議員）

ということは、現金追加できるところとできないところ、主な店舗は広報していただけるというふうに理解します。それからもう1点ですね……

○議長（若山照洋君）

広報してありますよね。

[発言する者あり]

○11 番（吉原経夫議員）

もう1点は返品の場合、ちょっと町のホームページ見たらギフトカードVISAギフトカードの使い方の動画を見てくださってあったんで私見ました。そしたら返品の場合ですね、店舗によって現金で返してくれるところあるかもしれませんが、原則はカードに戻る。ただそれに戻るのに最長40日間かかると書いてあります。ということは、11月末までだけど、直近なんかで使ったら結局戻ってこないこともあるんで、そこら辺やっぱり返品した場合、直ちに戻らないこともあるので早めにお使いくださいとか、そういう広報が必要じゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

はい、議員御指摘のとおりそういった事情とかもございますので、残高の使用について使用を考えて早めに使っていただくような広報等を考えてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

3月、前1月か、1月の臨時会でも説明いただいたんですけど、VISAギフトカードやっぱこれを町として選んだメリットなどちょっとやってみて思うこともありますので、その点もしまとめてあるんでしたら今御報告ください。

○企画政策課長（水野 学君）

本事業につきましては物価高騰の影響を受ける町民の皆様への生活支援を図るとともに、地域における消費喚起につながるといったことも期待できる点が大きなメリットであるというふうに考えております。一方で、プリペイド型ギフトカードの作成や配送に係る事務的な課題、利用方法に関する周知などという課題とかも知れてきたところであります。今回のギフトカードは利用先がVISAカード取り扱い店舗での利用ということではございますけれども、町民生活を下支えするという観点から検討した結果、物価高騰の影響を受ける食料品、日用品、衣料品等をはじめ日常生活に欠かせない支出に幅広く活用できる手法として最適であるというふうに町が判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

課長のいうことわかります。1回町民の方も利用すれば使い方がわかるんで、そういうことは次回以降VISAギフトカードを使う、町としてそういう施策をとるかどうかは別として、メリットだと。やっぱちょっと使い方1回でもやれば町民の方、次をどういうふうに使ったらいいかわかるということはあると思いますが、ただ、一番使い勝手がいいのは現金でもらうことだし、コスト的には違うカードもありますし、そこら辺もう少しまとめてあれば報告をお願いします。

○企画政策課長（水野 学君）

今回の事業を実施するに当たりまして、議員おっしゃいますように現金の給付であるとか、商品券方式であるとか、それから今回ギフトカードとかっていういろいろな方式について検討させていただきました。現金給付方式ではやはり対象者の確認とか口座情報の管理、振り込み処理、未申請者の対応など事務が発生してきます。商品券方式では印刷費や取り扱い店舗への換金事務それから換金手数料、集計業務などが発生してきております。本町におきましては、ギフトカード方式、現金給付方式、商品券方式それぞれについて事務経費等を比較検討した結果、ギフトカード方式が最も効率的であり、住民の皆様へ還元できる額を最大化できるというふうに判断したものでございますのでよろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

ある程度理解をしましたんで、課長の答弁は。とにかく利用勝手については、1回町民の方も使用していただければ次回やるときはやり方もわかるんで、それはメリットになると思いますんで、ちょっとまたこの事業に関して精査していただいて、また次回以降生かしていただきたいと思います。

1 番目の砂子土地区画整理事業についてお聞きしますが、土地利用の効率化はやっぱり一つの意義であるというふうに言われたと思うんですが、町としてもっと具体的に土地利用の効率化ってどのような意義があるんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

土地利用の効率化ということでございますが、道路等もなく、この地域につきましては不整形不規則な土地でございます。そういったところを道路や公園などの公共施設の整備により土地の形状や配置を合理的に整理し市街地形成をすることによって土地利用の利用価値が向上すると考えております。また、そういった中で産業系などの土地の利用活動をすることもできて、町の財政も増加し、雇用も生まれるというふうに考えております。

○11 番（吉原経夫議員）

産業系と言われましたけども、具体的な産業系もいろいろありますがどのようなのを想定しておられるんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

今産業系について御質問いただいておりますけれども、これ今後の今の準備会を成熟状況、そして組合の設立によってその時期によって必要とされる業態が変わってくるかと思われま。したがいまして今の段階ではどの産業ということはお答えしづらい状況でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

答えにくいというよりも、そこまで具体的には町として考えていない。まちづくりに関わることでですから当然考えなきゃいけないんですけど、今までの町の公表した計画によると検討中だということで、まだ検討中が続いていて、何も町としては何もないんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

今後の話になってくるんじゃないんですか。現状はまだ決まってないのがって感じじゃないですか。その答弁もう一回もらいますか。

[発言する者あり]

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時40分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

産業系と今申し上げましたけれども、そのタイミングによって時期によって一番よい業態、すなわち砂子地区、今の区域が一番生かされる、大いに生かされる状況である業態をお呼びしたいというふうに考えております。

○11 番（吉原経夫議員）

済みません。ディスプレイお願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○11 番（吉原経夫議員）

これは町のホームページにある「はるちず」で、これで都市計画情報なんですが、あれ出ない。ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ

○11 番（吉原経夫議員）

町のホームページにある「はるちず」の都市計画情報で、この緑色のところが第一種低層住居専用地域で建蔽率 30%、容積率 50%と低くなっております。この区域は全て土地区画整理事業の対象区域になるのでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

現在一応そこも踏まえて地元のほうと、地元のほうが中心になって作業をしておりますので、一応基本的にはその第一種低層地域いわゆる暫定用途のところも踏まえて、土地区画整理の最終的な事業の区域を決定することになりますのでよろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

第一種低層住居専用地域は暫定用途地域で使い勝手も悪いから解消していくということだから、ここの緑色のところは全て対象区域がどうかと、町として考えているのかそれを聞いているんで、やっぱり町、ちゃんとだって計画、やっぱり町としてのやっぱりまちづくりの計画を持っているわけだから、まずこの第一種低層住居専用地域、緑色の部分は全て町として入っているのかどうか。ちょっとそれをしっかりと教えてください。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

その地域につきましては、エリアの中に入っているというふうになっております。

○11 番（吉原経夫議員）

その区域以外の部分は一応町として対象地域に考えているのでしょうか。この緑色以外の部分ですが。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

そのほかのエリアにつきましてもいわゆる地元が中心になって今回の区画整理事業を行っておりますので、地元が中心になって土地の利用も考えながら区域のほうを決定していくということになりますので、よろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫議員）

地元はそう考えるのは当然ですが、町としてまちづくりを考える、やっぱり先ほど言ったように何ですかね、都市計画道路をつくとか何とかあるなら、やっぱり道路をつくっていくようなところを対象地域にしないとできないし、だからこの黄緑色になるのかな、その部分も町として計画に入れているのかどうか。じゃないでこの緑色だけのところで計画道路ができればいいですが、ちょっとそこら辺も、だってまちづくりでしょう町の。だから入れたのか入れてないのか答えないといけないと思うんですが。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

地域につきましては全部というわけではないですけど、入るところもあるというふうで考えておりますのでよろしくお願いします。

○11 番（吉原経夫議員）

当然ですねこれから都市計画道路とかつくっていくに当たっては必要な部分があると思いますが、具体的にどこが黄緑色では入れなきゃ区画整理事業が進められないのかね。そこはどこをどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課主幹どうぞ。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議員言われる第一種低層住居専用地域、これは含めることは間違いないと思っております。その付随というか、第一種中高層住居専用地域ですね、こちらにつきましては既存の道路がございますので、そういったところを既存の市街地と、今後区域に入れてつくっていく新たな市街地と整合性をとる必要がございますので、今、調査区域に含まれる区域を今後回答をいただきながら検討していきたいと思っております。

○11 番（吉原経夫君）

ということは、この黄緑色の第一種中高層住居専用地域、どこを町として区域としていくかは正確には決めていない。アバウトはあるかもしれませんが。でもある程度都市計画道路をつくる上ではそこは絶対必要なところあるわけだと思うんですが、そこは町もちゃんと持っているんですよ。第一種中高層の中でもここは必要だということのは。だってそれがないと都市計画道路をつくるのは難しいと思うんですが。第一種低層だけで都市計画道路をつくってそれでおしまいなら、済む事業ならいいですが、私はいろいろお聞きするとそれはちょっとやっぱり第一種中高層も入れないとできないというようなお話をお聞きしているんで、町として第一中高層のところは区域は、一応目安というか、それは持っているんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

議員のおっしゃるとおり稲屋の交差点から都市計画道路が入っております。その線につきましてはやはり区画整理の道路として必要になってきますので、その部分につきましては必要なところというふうに認識はしております。

○11 番（吉原経夫君）

第一種低層は建蔽率 30 パー容積率 50 ですから、区画整理すれば格段に土地利用の効率化になると思いますが、第一種中高層に関しては建蔽率 60 パー容積率 200 今認められていて、区画整理すると当然減歩、その対象地権者にとって減歩が、減っていくわけですね土地が、あって地権者の合意っていうのはやっぱり得るのが、第一種低層より難しいんじゃないかなと一般的に思いますが、でもそこら辺はどうしても必要なところ、黄緑色に関しては、町としても土地区画整理組合にお願いしてちゃんと地権者の賛同を得てもらうようにやっていくわけですね。じゃないと整合性とれないということになりますんで、それはどうでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

以前ちょっとお話はさせていただいたと思うんですけど、今現在、区画整理組合は準備委員会の中でまず仮同意書及び土地利用の調査を、エリアあったんだと思うんですけど、エリアのここら辺を踏まえたエリアで現在やっております。その中で土地の方の利用状況、今後どうするかという今調査を行っておりますんで、それをもとに最終的には決定していくということになりますのでよろしく願いいたします。

○11 番（吉原経夫君）

だから町として、今稲屋地区とかいわれた必要な第一種中高層でも必要なところは町として把握はしているんですね、再度確認しますけど。再度確認します。町として必要なところは、第一種中高層、土地区画整理事業として把握しているんですね。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

把握して地元のほうと調整しながらエリアを決めてやっておるということになりますのでよろしく願いいたします。

○11 番（吉原経夫君）

把握していたらそれ必要なわけでしょ。土地区画整理組合準備会にお願いしなきゃいけないでしょそれは。なぜ、なぜこういうこと聞くかということ、まさかと思いますが、第一種中高層住居専用地域でもし反対している方、こんなことないと思うんだけど、反対してる方の土地を除いて賛成している方だけの土地を入れるとか、そんなことはゆめゆめ起こらないですよ。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

その後につきましては現在まだ作業をしている段階で、どこが反対でどこが賛成かというのは今調査をしている段階ですんで最終的にはまだこれからの判断になりますので、よろしく願いいたします。

○11 番（吉原経夫君）

これからの判断ということは、町として土地区画整理に必要な第一種中高層でも地権者の方が反対されて、そこはその土地はやめようとかそういうふうに準備会の方がなっ

たらそれを認めると。だって必要なところは土地区画整理組合の対象地域に入れないといけないでしょ。賛成とか反対とかちょっとわかりませんが、当然賛成者、反対者っていうと思うんで、反対してるからといって除いちゃいけないと思うし、すぐに入れないといけないところは、それを町として土地区画整理組合の準備会の方をお願いする。最終的土地区画整理組合の準備会の方が決めていくことにしても。じゃないと都市計画道路はうまくできないじゃないですか。そこはどうですか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

---

○11 番（吉原経夫君）

だから町として必要だと考える、まちづくりとして必要と考えるところは、第1種中高層で地権者が反対されても、そこは対象地域に入れてちゃんと進めていくということでもいいんじゃないでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

---

○11 番（吉原経夫君）

それで安心しました。やっぱり土地利用の効率化、とにかく都市計画道路とかつくらないとできないんで、それで第一種低層だったらそれなりに土地利用の効率化になりますが第一種中高層は必ずしもならないところもあると思うんで、でもちゃんと町としてまちづくりをね、将来を考えてきちっとそれを対処していくということを今言われたんで、それをきちっと土地区画整理組合準備会の方をお願いしていくことだと思いますが、それで安心したんで1番目の質問を終わります。

2番目にいきます。ちょっと聞いてびっくりしたんですが、ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

2番目の質問の一つ目なんですけど、利用者についてですが、何かちょっと答弁の中で、高齢者、ボランティアルームは別として、それ以外の部分に関しては高齢者・身体障害者のみというか中心というかそのような答弁いただきましたが、一応、町の総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例に「老人、障害者、児童又は母子、寡婦若しくは父子家庭に属する者」というような規定があるんです。規定があって実際に運用が高齢者・身体障害者を中心としているのはいかなものかと思うんですが、ただ指定管理を社会福祉協議会がしておりますが、指定管理の内容としてその利用者についてはどういう記載があるんでしょうか。地域福祉センターですが。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

今御質問のあった指定管理につきましては、やっぱり一番利用者につきましては条例が一番もとですので、条例にそぐうようにということで、はい、はい、となっております。

○11 番（吉原経夫君）

条例にのっかってやるとおりで、指定管理の場合もそうだと。今の場合、最初の説明だと今もそういうような運用をしていると。2番目のカラオケルームに関してはそうしてないということで、以前のことで私は言いませんが、今もまだ高齢者・身体障害者に主に限った運用をしているというのは、ちょっとおかしいんじゃないか。ちゃんと一般質問して問題点は通告書で指摘しているんだから、ちゃんとそういう以前までは私も突っ込みませんが、今もそうだというのはそれをやっぱ答弁されるとそれをいってことは認められないんで、ちょっとその点の答弁をお願いします。

○福祉部長（大西英樹君）

利用の仕方なんですけれども、これ条例に書いてあるのは議員が言われるとおりです。実際その施設が建設されたのは平成10年ということで28年ぐらいたっている施設なんですけど、当初は高齢者それから身体障害者ということで、当時につくられたパンフレットを見ますとそのように記載がしてるんですね。恐らくなんですけど、ここは利用当初はいろんなお子様、小さいお子様、それから身体障害者を持った方、高齢者、足の不自由な方もいろんな方がお見えになりますので、少し安全配慮を考えて運用をしていたのかなと思います。これは子供が利用してはいけないっていうわけではないんですけれども、そういう安全配慮をしていたのではないかなというふうに思います。障害についても身体だけというような表示もございますが、それ以後、施設が建設されて28年の間に、身体障害者、障害者福祉法も改正されて、知的、精神、そういった方も対象になってきたということで、現在今の条例が実際の運用と少しずれがあるのかなという気もしております。なので、ちょっとほかの答弁にも関連してきますけども、4月に入りまして、今年度、社会福祉協議会と大治町側でこの施設の使い方、運用の仕方については、今、協議しているところなんです。で、場合によっては視聴覚のところに張り紙をして身体だ

けが使える、高齢者と身体だけが使えるというふうな張り紙をしてあったことは聞いておりますが、そこは撤廃しているってということで考えております。で、今の地域福祉センターの部分については、障害と老人のデイサービスもやっておりますので、後々の質問にもありますとおり収支が採算取れてないということもありますので、それをどうやってやっていこうかというのは今検討しているところです。これは社会福祉協議会の意見も聞きながらやっているところですので、また方向性が出たら議会の皆様にも相談しながら、よく考えていきたいというふうに思っております。

○11 番（吉原経夫君）

条例が一番であって、運用が違っていたら条例のほうに合わせる。条例を運用方法に合わせるんじゃないくて、必要だと僕は考えていますが、直ちにこれはできないことかもしれないし、また以前は老人福祉センターといって老人の方専用の施設があって、今それが多世代に変わってきてそこに子育て世代も行っていると。ただ、今多世代がお風呂が土曜日曜でやっていて、子育て世帯も入っていたんですよ。それが入れなくなったから、やっぱりそこら辺も勘案して、やっぱり総合福祉センターの地域福祉センター、カラオケルームなり浴室、ちょっとそれは運用を考え直して、検討してほしいと思います。これは本来条例どおり合わせるのが筋だと思いますが、直ちにできない事情もわかりますんで、ただ将来的に総合福祉センターをどうしていくのかということを考えてやっていただきたいと思います。

それで4番目に関しては廃止を含めて検討していると。それは当然、総合福祉センター希望の家をどうしていくのかという中で、同じ一緒になって議論すべきだと思うんで、ちょっと4番目終わりますが。

5番目に関して介護保険法でやっている事業ですね。高齢者のデイサービス事業2種類ありますし、あと訪問介護などの事業ですね。それが非常に赤字でね財源不足で令和3年～令和7年これは赤字と言っていると思うんですが、赤字になっている。障害福祉サービスは黒字だからそれを充てていると。ただそれだけでいけない部分はそういう基金があると思うんですよ。現在ですねその……

○議長（若山照洋君）

吉原議員残り3分です。

○11 番（吉原経夫君）

基金はどれぐらい残っていて、あとどれぐらいもつものなのか。だって赤字で独自採算でやっていて町の補助金は充てられない。何も充てられないと社会福祉協議会が持っているお金でやってくしかないんですから、そこら辺はどうなってるんでしょうか。

○福祉部長（大西英樹君）

基金残高は令和7年度末、細かいところは把握しておりませんが、おおむね1200万ぐらい介護事業としての基金あるということです。介護事業につきましてはこの令和3

年から過去5年間についてはですね、採算がとれてないというところに関しては、この基金を運用したりですね、あとは、ほかに独自事業として障害のサービスもありますので、そういったところからのプラスの余剰財源こういったものを充てて両方を何とか今までやってきたということです。今後についてはこれがこの状態でずっと続けるかという非常に難しいところもありますので、先ほど答弁させていただきましたけどもあの施設の全体の使い方、ここら辺もよく検討して、真に町民が求める施設の使い方から事業をやっていく。いうところを総合的に考えてまいりたいと思っております。

○議長（若山照洋君）

吉原経夫議員ちょっと待ってください。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後0時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの都市計画道路の件で少し町長のほうから答弁をもらいます。

○町長（鈴木康友君）

先ほどの土地区画整理事業の件につきまして、答弁のほう補足説明をさせていただきたいと思います。まずは今進め、地元のほうが進めたいというふうで構想を持っております土地区画、区画整理事業につきまして、その砂子地区ですね、大治町といたしましては第5次総合計画及び都市計画マスタープランの中にも、先ほど議員のほうもおっしゃっていただいたとおり土地利用の検討ゾーンとして産業系の市街地の形成を促進していくというふうに明記しております。先ほど議員も確認をいただいたとおり、全ゾーンとしてどこまで区画整理が含まれるのかというふうに御確認をいただいたと思いますので、大治町といたしましては今後砂子地区の地元住民の意思を尊重しつつ、区画整理事業という整備手法のあり方をもとにどこまでの形でその街路を組んでいくのか、道路などの社会インフラ整備、そしてその価値が高い区画整理事業のあり方というものを模索していきますので、今どのような産業が来るのかとか、どのような構想を持っているのかというものにつきましては、今後県とも十分協議をしながらより大治町として価値の高い区画整理事業を完遂を目指していきたいと思っております。当該地区の構想の中にはさまざまな今後考え方が盛り込まれる部分もあるかと思いますが、まずは区画整理事業というものを地元が行っていきたいんだという意思を最大限尊重して、大治町としてはその推進、事業推進について、支援をしていくという立場をとっていききたいと思っております。

○11 番（吉原経夫君）

ということは補足であって、雨水対策監が答弁した内容は間違いじゃないということですね。今は補足であって、はい。ならわかりました。

じゃ、2点目の続きでいきますが、一応ですね身体障害者デイまた高齢者のデイサービス二つありますが、これは設管条例にもうたってあるし、令和7年度に指定管理して5年間の契約でもあるんですよ。だから当然それも踏まえた上で検討してかなきゃいけないことなんで、そこら辺は大丈夫でしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

そちらにつきましては先ほども答弁させていただきましたけれども、法令、国の通達、条例・規則などですね、そちらのほうの整合性を確認しながら、今後、社会福祉協議会と検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫君）

一応、5年間の指定管理がある。それを变えることは非常に難しいと思いますが、設管条例は行政側が提案して議会が議決すればできるんですが、社協の採算性が合わないから設管条例を改正というのはちょっと考えにくいんで、そこら辺は考えられてきちっと話し合っ、どちらもいい方向に持っていただけるようにこれは要望しまして質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

11 番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番池田耕介議員の一般質問を許します。

1 番池田耕介議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき本町の選挙の投票率をどう考えているか。学校の卒業式や運動会のあり方を問うと題して、2問質問をさせていただきます。

1 問目、本町の選挙の投票率をどう考えているのか。我々、現在の大治町議会議員は来年で任期の満了を迎えます。来年4月の統一地方選挙において、本町でも議会議員選

挙が行われる見通しであると考えます。

そこで、①前回の議会議員選挙の投票率と近隣自治体の議会議員選挙の投票率は。また、本町の投票率をどう考えているかお伺いします。

②選挙公報の発行は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、また都道府県知事選挙では義務づけられていますが、市町村長の選挙や地方議会議員の選挙では各自治体の判断に委ねられております。本町の近隣の自治体で選挙公報の発行の状況は。また、候補者の政策や主張等を知ることができるといった点で、選挙公報の効果をどう考えるかお伺いします。

③選挙公報の発行に当たっては条例の制定と予算の確保が必要になると考えます。仮に本町で印刷と配布を行う場合、どれだけの予算が必要になると見込まれるのかお伺いします。

④来年の大治町議会議員選挙において選挙公報を導入する考えがあるかお伺いします。

⑤公報と少し話は変わりますが、選挙の際に発行される「投票済証」を飲食店などの店舗に持って行き提示することで割引などのサービスが受けられる「センキョ割」の取り組みが全国に広がっております。大治町であったり大治町選挙管理委員会として実施というのは公職選挙法上難しいのかなと考えますが、本町において例えば他の団体、商工会ですとか、そういったところと連携をして実施をしていく考えはあるのかお伺いします。以上1問目です。

続きまして2問目、学校の卒業式や運動会のあり方を問う。本町の教育における総合計画といえる「教育大綱」が3月に公表されました。公立学校の教職員は年数によって異動があります。教育は国家百年の計とも言われます。学校現場の教職員の入れ替わりに左右をされることなく、どの学校でもいっしょと未来を見据えた大治町の教育が行われるよう、町としてこの町の教育方針をしっかりと示すべきだと私は常々考えております。そこで伺います。

①当たり前のことを聞きますが、大治町教育委員会として町内の小中学校は「家庭や地域に開かれた学校」を目指すのか。「家庭や地域に閉ざされた学校」を目指すのか。また、現状どう評価しているのかお伺いします。

②コロナ禍に導入された授業参観や卒業式などの行事における1世帯1名までといったような保護者の人数制限を中学校ではまだ続けていると私は認識をしています。結果、中学校の卒業式には私も来賓として出席させていただいておりますが、我が子の成長の節目を見届けたい保護者が、恐らく2人目以降の方だと思われそうですが、学校の敷地内に入れてもらえず門の外に締め出されているといった状況を毎年目にします。大治町教育委員会としてこれをどう考えるか。児童生徒は誰のものかお伺いをします。

③毎年のように猛暑が続きます。暑さ対策や働き方改革の観点から、運動会のあり方を見直す学校が全国で見られます。先日、北国の北海道ですかね、札幌市でも市内全て

の学校で午前中に運動会を運営するといったようなニュースを見て私も驚きましたが、現状ですね、大治町内の3小学校で開催のされ方に大きく差がある状況になっています。もちろん児童の数、施設の面などさまざまな理由はあろうかと考えます。しかし、子供は生まれる場所や住む場所を自分の意思で選ぶことができないために、公立学校における教育はできればどの場所でもどの学校でもできる限り同じ機会、同じ得るものがあるてほしいと私は常々思っていました。とはいえ、子供の命に関わる暑さ対策、昨今では喫緊の課題であるとも強く認識をしています。猛暑の状況は今後も恐らく続くのではと考えられます。安全であり参加しがいがあり見応えのある運動会に向け、来年度以降に向けて大治町教育委員会としてあり方をどのように考えるのかお伺いします。以上が2問目です。以上2問、よろしくお願いします。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

まず初めに、答弁を求めるものとして選挙管理委員会委員長が示されておりますが、書記長に委任される形をとりまして書記長の私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは答弁のほう入らせていただきます。本町の選挙の投票率をどう考えているかということで5点御質問をいただいております。まず1問目、前回の議員選挙の投票率と近隣自治体の議員選挙の投票率は、また本町の投票率をどう考えるかとの御質問ですが、海部管内の直近の議会議員選挙の投票率につきましては、津島市 41.9%、愛西市 48.56%、弥富市 46.64%、あま市 41.1%、蟹江町 42.45%、飛島村 74.7%でございます。本町の令和5年4月23日執行の町議会議員選挙の投票率につきましては34.51%であり、海部管内で比較しますと最も低い投票率となっております。本町の投票率を分析すると若年層、とりわけ20代、30代の投票率が低いことから、若年層に対する啓発が重要であると考えております。

続きまして2問目、近隣自治体の選挙公報の発行状況及び選挙公報の効果についての御質問です。告示日が選挙期日の5日前である町村で比較しますと、県内16町村中、選挙公報を発行しているのは8町村であり、近隣自治体では蟹江町が発行しております。選挙公報の効果につきましては、候補者情報を有権者へ周知する方法の一つとして、投票する際の判断材料に資する効果があるものと考えております。

続きまして3問目ですが、選挙公報の印刷と配布に係る予算についての御質問をいただいております。こちらにつきましては、印刷に約40万円、配布に約50万円の合計90万円程度が必要になると見込んでおります。

続きまして4問目です。来年の議員選挙で選挙公報を導入する考えはあるかとの御質問ですが、選挙公報につきましては有権者が候補者の政見等を把握する上で一定の効果があるものと認識しておりますが、町議会議員の選挙におきましては告示日から投票日までの期間が短く、原稿の確認、印刷、全戸配布を4日間という限られた日数の中で行わなければなりません。時間的制約が大きいことに加え、対応可能な印刷・配送事業者

の確保に苦慮している自治体もあると承知しております。また、近年、期日前投票の投票者数は増加傾向にあり、投票日の前に一定数の有権者が投票を終えている状況にありますが、選挙公報につきましては告示日以降に配布をするため、全ての有権者に対し投票前にお届けすることは現実的に困難であると考えております。このため、選挙公報が届く前に投票を済ませる有権者が生じることとなり、有権者が候補者の情報に接する機会の公平性という観点から課題があるものと認識しております。本町としましては他自治体の事例や課題を踏まえると、選挙公報を導入するに当たって解決すべき課題も多く、来年の議会議員選挙での導入につきましては現時点で実施できる状況には至っていないと考えております。

続きまして5問目、「投票済証」の提示により割引などの特典が得られる「センキョ割」について商工会などと連携して実施する考えはとの御質問をいただいております。

「センキョ割」につきましては、投票率の向上や選挙への興味関心の促進につながる取り組みとして全国で実施事例があることは承知しております。一方で選挙管理委員会が特定の団体等と連携して実施する場合には、選挙の公正性及び中立性の観点から、慎重な対応が求められるため、選挙管理委員会としては連携して取り組むことは難しいと考えております。以上となります。

#### ○教育長（梶浦寿男君）

学校の卒業式や運動会のあり方を問うということで3点御質問いただきました。まず1点目でございますが、町内の小中学校は家庭や地域に開かれた学校を目指すのか、家庭や地域に閉ざされた学校を目指すのか、現状をどう評価しているかとの御質問ですが、現状でも地域とともにある学校づくりを進めるため、学校評議員会や学校運営協議会、はるボラを初めとする幅広い地域住民の皆様や各種団体の皆様に支援していただきながら学校運営を行っておりますが、より一層家庭や地域に開かれた学校となるよう教育行政を進めてまいります。

続いて、中学校ではコロナ禍に導入した授業参観や卒業式などの行事における保護者の人数制限を現在も引き続き行っているが、教育委員会としてどう考えるかとの御質問でございますが、中学校に確認をしたところ、コロナ禍以前から教室や体育館等の施設規模及び生徒数を踏まえ、防犯・防災上の安全確保の観点から保護者に協力をお願いしていると確認をしております。コロナ禍のような大きな課題が出た場合は教育委員会から指導や助言をすることがありますが、平常時の学校行事の運営に関しましては学校の判断を尊重していきたいと考えております。

3点目、町内の3小学校の運動会で大きく差がある。来年度以降に向けて教育委員会としてどう考えるかとの御質問ですが、運動会につきましては、昨年度は5月と10月に開催されましたが、今年度は町内3小学校とも5月に開催をいたしました。開催時期やプログラムにつきましては、児童数や校庭の広さなど学校の環境に差がございますので、

健康面や安全面に配慮しつつ児童も保護者も楽しめるように各学校が工夫しながら取り組んでおります。教育委員会といたしましては、運動会開催に当たり児童生徒の体調や安全面への配慮について指導・助言をすることもあります、時期やプログラムについて各校で決定して開催するものと考えております。以上でございます。

○1 番（池田耕介君）

それでは幾つか再質問をしていきます。1 問目の投票率、なかなか改めて聞いてもやっぱり大治町は高くないなということで、投票率に関してはまずは我々議員の側が何より真摯に受け止めるべきことと認識をしていますが、町民の方に町に関心を持ってもらうですとか、町民と一緒にまちづくりをしていくといった観点から、行政側とそれから我々議会側とともに投票率の向上に向けて取り組んでいけたらというように考えております。

先ほどの答弁の中で、若年層に対する啓発が重要であるといったことで大治町教育委員会、ごめんなさい失礼しました大治町の選挙管理委員会として考えていること、もしくは既にもう取り組んでいることをお聞かせください。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

若年層に対する啓発の取り組みということで御質問をいただいております。将来の有権者である子供たちへの啓発はもとより、保護者世代への働きかけも重要であると認識しております。選挙管理委員会としては常時の啓発としては、はるウィンや防災イベントぼうさいマスターおおはるなど各種イベントでの啓発、小中学生の夏休みポスターコンクール、主権者教育として、中学3年生に対しての選挙出前講座を実施し、若年層向けに選挙に触れる機会が得られるよう努めております。今後は家庭内で選挙について話し合うきっかけづくりができるような取り組みを、先進的な他自治体の事例を参考にしながら調査研究を進めていきたいと考えております。

○1 番（池田耕介君）

いろいろ、おとしからかな、出前授業もしていただいたり、感謝をしております。最後に言われた家庭内で選挙について話し合うきっかけづくりができるような取り組みというのがですね、具体的に例えば他の自治体でこんなことに取り組んでいるですとか、取り組んでいる具体的なものじゃなくてもこんなようなイメージとか、何か聞いてイメージがわくような説明をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

他自治体におきましては投票済証に明るい選挙啓発ポスターコンクールの入賞作品を掲載する取り組みですとか、学校における主権者教育の一環として親子で投票所へ足を運ぶことを呼びかける取り組み、さらには投票箱や記載台など選挙資材を学校等へ貸し出し模擬投票に活用していただく取り組みなどが行われております。これらは選挙をより身近なものとして感じていただき、将来の有権者を含めた町民の皆様が政治や選挙に対する関心を高めることを目的として実施されているものと認識しております。選挙管

理委員会といたしましても、こうした他自治体の先進的な取り組み事例を参考としながら、主権者意識の醸成と選挙への関心向上につながる効果的な啓発について調査研究をしてみたいと考えております。

○1 番（池田耕介君）

取り組みによってお金がかからなくてもできるものもたくさんあるかなと思いますし、先ほど言われた保護者と一緒に投票所に行ったことがある子、これどっかの調査、僕も昔見たことがあるんですけども、保護者と一緒に小さいときに投票所に行ったことがある子の大人になったときの投票率は、行ったことがない子に比べてかなり高いといったような調査結果もありますので、ぜひやれそうなことはとにかくたくさん何でも挑戦をしていただけるといいのかなというように思います。

選挙公報の説明をいただきました。確かに大治町、町村ですので期間が短い、選挙期間が短いことと期日前投票が増えていますから、期日前投票の後に選挙公報が届いても前後してしまったら仕方がないといったところで、現時点で実施ができないといったことでしたが、かわりにといいますか我々政治家側の発信だとやっぱり偏るっていう部分もあると思うので、有権者が広く公平に情報を知るっていうことが大切かと思いますが、そのための取り組みとして選挙管理委員会として何か考えていることはありますか。お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

選挙公報のほかに候補者を知る取り組みということで、選挙管理委員会としては有権者が候補者の政策や考え方に触れる機会を確保することは大変重要であると考えております。町村長及び町村議会議員選挙におきましては令和2年の公職選挙法の改正に伴い、選挙公営に伴う候補者による選挙運動用ビラの頒布が可能となり、有権者が候補者の政策や考え方に触れる手段は従来より拡充しているものと考えております。また、選挙管理委員会といたしましては、公正・中立の立場を堅持しながら、有権者が候補者の政策や考え方を知るための手段として、インターネット選挙運動を初めとする選挙制度の周知に努めてまいりたいと考えております。今後も有権者が適切に情報を得た上で投票の判断ができるよう必要な啓発を行ってまいりたいと思います。

○1 番（池田耕介君）

啓発ですとか周知っていった形であれば、きっと公平・公正にしていいただけるかなと思いますのでぜひお願いをしたいところです。

「センキョ割」についてちょっと多分、聞き方としてちょっと連携っていう聞き方をしちゃったのがまずかったのかなと思いますが、例えば「センキョ割」の運動、活動を行いたい団体がやっぱり公職選挙法でわからない部分だったりとかもあるものですからそういったところを大治町の選挙管理委員会に問い合わせをしてそれに対応していただくっていうことは可能なんじゃないかなと思います。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

「センキョ割」の事業実施に伴う問い合わせにつきましては、関係法令にのっとり適切にお答えすることは可能であると考えております。

○1番（池田耕介君）

連携ってなっちゃうとちょっといろいろ難しい部分もあるかと思うので、あくまでサポートというか主体は行う団体でも、そこがわからない部分を助けていただくという形でお手伝いをいただけるとありがたいなというように思います。

選挙もですねもちろん立候補者がたくさん出るってところもそうですが、投票にたくさんの方に行っていて、競争がクオリティを上げるといったことはどんな業界でも同じかなあというように思います。いろんな自治体に視察だったりとか研修だったりとかに行くたびに、私ももっともっとレベルアップをしなきゃいけないなと実感もしますし、しっかりと町民の皆さんに選んでもらった議員が任期の間たゆまぬ努力をしていくっていうスタートになるのが選挙だと思いますから、私としても大治町が投票率が低い町よりかはぜひ高い町になってほしいなと思いますし、町民が「町に関心が高い町」にぜひしていけるようにできる限りのことはしていきますので、大治町選挙管理委員会としましてはまだあと半年以上選挙までありますから、ぜひ法の範囲の中でサポートというか、御尽力をいただけたらと思います。

2問目のほうに移ります。家庭や地域に開かれた学校、もちろん当然、家庭や地域に開かれた学校を目指していくのかなというように思いますが、今回、私がこの質問をさせていただいたものをですね、複数の保護者の方から小学校の運動会のことであったり、中学校の卒業式のことであったり、何とかならないかというように相談を受けたといったところからであります。開かれた学校というのはですね、さまざま先ほど御説明をいただいた協議会を設立するのはもちろんですが、それだけではなく地域や家庭と協力連携をして学校をつくり、子供を育てていくことだと私は理解をしています。今回話をしてきた保護者の方もですね学校に思いを伝えたけれども全く取り合ってもらえないと。もちろんできることできないことはあると思いますから、思いどおりにということではなくですね、納得のできる対応をしてもらえないといったことで私のところに相談が寄せられました。特に卒業式の件は中学校といったこともあり、子供の成績を人質にとられているというように感じるといったようなことも保護者の方が言われておりましたが、そう現状感じさせてしまっている学校が、一人一人の保護者にとって開かれた学校なのか、これは元教員として教育長にお伺いしたいです。

○教育長（梶浦寿男君）

保護者からの声に関しては、常日頃より学校において適切に指導するように指導しております。そういった声が今回議員に届いているということを真摯に受け止めさせていただきまして、管理職には、校長教頭会等を通じて、改めて学校のほうに伝えてまいり

たいと思います。

○1 番（池田耕介君）

ぜひ伝えていただきたいなど。もちろんできることもあればできないことも当然あると、これは私も分かっておりますが、保護者の要望に対して例えばそのままの形ではできないけどもこういった形だったらできるであったりとか、できないものに関しても「親御さんこういう理由でできないんですよ」といったような一人一人の保護者に真摯に向き合うといったこと、保護者が自分の意見を大切にしてもらえると感じる事が開かれた学校ではないかと私は思いますのでぜひしっかりとお伝えをお願いいたします。

続きまして授業参観、卒業式の件ですね。ちょっとコロナ禍以前からというところが、私もちょっと驚きというか、10年半中学校に勤めておった中で、少なくとも私は認識をしていなかったものですから、もしかしたらどっかに小さく書いてあったのかぐらいだったのかなと思いますが、少なくとも以前より明らかに厳格に今保護者1人といったルールが運用されているといった点で、以前と変化が生じているという前提で話を続けさせていただきます。防犯・防災上の安全の観点からといった先ほど答弁がありました。授業参観のときに廊下が人でごった返してしまうとか、何かがあったときに避難のときに危ない。それは理解ができます。また体育館に関してもなかなか体育館が手狭なものですから、保護者2人の入場もレイアウト上、現状では難しいかな。もちろん、レイアウトを変更すればある程度対応できると私は個人的には考えてはいますが、それもなかなか一大作業になりますのでそれは難しいかなと思いますが、グラウンドですね、校内の敷地に関しては別に人数がどうかといったことはないのかなと。ただただ純粋に子供の義務教育最後の晴れ姿を見たいといった保護者をここにも立ち入らせずに門の外に締め出す理由が防犯・防災上の安全確保というのはちょっと理解をしかねるなと思いますが、ここについてもう少し詳しくお伺いします。

○教育長（梶浦寿男君）

学校行事につきましてはPTAとも連携をとりながら行っており、保護者の皆様に一定の御理解を得て実施をしております。学校行事の運営についてさまざまな御意見があるかとは思いますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、個々の行事の運営方法につきましては学校の判断を尊重してまいりたいと考えております。議員のもとに届いております声を学校に伝えることで、保護者の思いを組み入れたそんな学校行事の実現をまた学校に対して指導・助言してまいります。

○1 番（池田耕介君）

はい。これもぜひお願いします。結構な人数のというか、複数の人数の保護者の方からお声はいただいておりますので、もちろん安全に厳粛に式がとり行われるといったところが大前提でありながら保護者の人に例えば体育館のみでも校庭に入ってもらおうとかっていうことは十分両立はできるものではないかと私は考えますので、もし仮に今年度に

何とかっていうことであればもうあと半年と少ししかありませんので、ぜひしっかりと現場にお伝え、指導・助言ですかね、お願いしたいなというように思います。

続きまして運動会のあり方についてですね。校庭の広さ、児童数を考慮して大治小学校で2学年ずつ今年度開催をしたり、暑さ対策で以前より短時間になっていたり、種目も簡略化をしていたり、西小学校の運動会に私も行きましたが、競技を終えた子供たちが冷房のきいた体育館に移動するクールダウンタイムを設けてもらっていましたが、それでも熱中症で救急搬送される子、体調不良でその後早退する子も出たといった状況であると聞いております。暑さで命の危険にさらされる児童が出たりですね、また、どんどん簡略化をしていって保護者の見応えがなくなるといったことを現場の落ち度と論じて、現場の努力だけで乗り切らせるのも酷だなあというように私は感じます。でですね、提案ですが、例えばスポーツセンター、屋内の運動施設が本町にはありますから、もちろんそこには駐車場の台数の問題ですとか、ほかの利用者さんどうするか問題、あとは児童をどうやって移動させるかですとか課題は山積かなとは思いますが、スポーツセンターを運動会の会場にしてみれば少なくとも暑さに関しては対策ができるのではと考えますが、過去にこういったことが検討されたことはあるのでしょうか。お伺いします。

○教育長（梶浦寿男君）

これまでに学校からスポーツセンターで運動会を開催したいという話があったことはございません。議員のおっしゃられるように移動方法や駐車場の課題はありますが、猛暑・酷暑による熱中症も今後ますます心配されますので、御提案をいただきましたスポーツセンターでの運動会の開催につきましては、学校が今後検討をしていく際の会場についての選択肢の一つになると思います。現在の開催方法にとらわれず、児童の健康や保護者の気持ちに寄り添った開催方法を検討していくよう改めて各校に伝えさせていただきます。

○1番（池田耕介君）

基本ですね、やっぱり学校行事ってなると先生たちも学校の中で行うというところを基本で考えるもんですから、そういったところでそれこそ助言ですね、外からっていうところでしていただけるといいのかなあと。なかなか輸送の問題、輸送といいますか児童の移動の問題に関しては昨今のバスの問題だったりいろいろありますし、私も考えたけれどもなかなかいい案も浮かばない中で、丸投げというのも心苦しい部分ですが、そういった本当に抜本的な変更も含めて柔軟に考えていただけるようにお伝えをしていただけたらなというように思います。

いろいろと質問をしましたが、別に学校に不満があるですとか、何か恨みがあるとかそういったことではなく、むしろ私は公立学校の底力と可能性に期待を誰よりもしている人間ですので、大治町において公立学校がしっかりと子供たちの教育を担っていくことが子供たちの成長、ひいては未来、まちの未来につながるというように私は強く認識

をしております。今回私のところに来た意見も、もう初めから多分議員のところに来ることは恐らくないと思うので、学校の先生に伝えているでしょうし、私も当然学校の先生に伝えてみたらというようにお伝えはしていますが、だけど学校に言っても何ともならないと、変わらないと。しかし、小学生であれば6年間、中学生であれば3年間期間限定ですからその時間が終わってしまうと。何とかそれまでに何とかしてほしいという悲痛な願い、悲痛な叫びであったと認識をして今回質問をさせていただきました。学校に思うところがあるのは学校に対して関心がある保護者の方だと思いますので、そういった方々にネガティブなイメージを持ってもらうのではなくですね、学校が全て子供の教育を担うといった時代でもないもんですから、地域だったり保護者だったりと一緒に手を取り合って、子供たちを支える、子供たちがその中でいっぱい成長してくるといった大治町の小学校・中学校に脈々と受け継がれてきた伝統といいますか、私もその中にいましたのですばらしい文化だなというように、この町の教育については考えておりました。それがこの先もいつの時代でもどこの学校でも同じように行われるよねって、大治町では学校で子供たちがしっかり育つよねといったような町になるように、大治町教育委員会としましてしっかりと指導・助言をしていただけるように、これは元教員として梶浦教育長に信じて託したいと思いますのでよろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

1 番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番鈴木満議員の一般質問を許します。

6 番鈴木議員どうぞ。

○6 番（鈴木 満君）

6 番鈴木満でございます。議長のお許しをいただきましたので2問質問させていただきます。

1 問目です。改正道路法が施行された。町の安全対策と現状を問うと題しまして、2026年4月1日から改正道路法が、改正道路交通法が施行され、自転車交通違反に対する青切符が導入されるなど、安全対策が急務になっております。道路事情に合わせたインフ

ラ整備とルール遵守を促すソフト面など両面からのアプローチが必要だと考えます。

①本町における自転車の安全走行について、車道走行を原則としつつ安全な通行空間をどう確保するのか。

②自転車交通違反「青切符」導入で、信号無視や一時停止違反のほかにハンドサインの不履行なども違反の対象となるが、町民の違反行為の周知が十分できているのか。

三つ目、自治体の法的責任についてお聞きします。今回の改正道路法は自転車の車道走行を原則としているが、歩道に比べて事故のリスクは増大すると考えます。車道の自転車走行に対して適切な道路管理や路面状況の維持がされていなければ、事故が起こった場合責任を問われる可能性があるが、町としてどう考えるのか。

2問目、住民票・印鑑証明などコンビニ交付サービスに対する町の考えをお聞きします。住民票・印鑑証明・戸籍謄本などコンビニで取得できるコンビニ交付サービスは、住民の利便性向上、窓口の混雑の緩和、職員の負担軽減、DX推進の観点から全国で進んでいます。早朝・夜間・土日祝日でも、証明書の取得が可能になれば町民にとって大きなメリットになります。近年、多くの町民から導入についての要望を聞いており、早急に取り組むべきものと考えます。町の見解をお聞きします。以上よろしく願いいたします。

○建設部長（三輪恒裕君）

はい1問目御質問いただいております。本町における自転車の安全走行について、車道走行を原則としつつ安全な通行空間をどう確保するのかとの御質問でございます。本町の現状で、自転車専用通行帯を設けるのは難しいと考えております。しかしながら、自転車の安全を確保するために、消えている外側線の引き直しを行うことで安全を確保していきたいと考えております。以上でございます。

○総務部長（安井慎一君）

2問目の青切符導入について町民への周知が十分にできているのかとの御質問でございます。まず自転車の青切符制度は自転車関連の重大事故の増加に伴う違反の抑止を目的に導入されたもので、運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間反則金を納めると刑事手続を受けないで事件が処理される制度となります。町としましては町民への周知としまして、町ホームページあるいは町公式LINEを活用して制度の周知を行っております。しかしながら、これで十分と考えておりませんので、今後もさまざまな場において周知を図っていきたいと考えております。

○建設部長（三輪恒裕君）

はい、3問目御質問いただいております。車道の自転車走行に対して適切な道路管理や路面状況の維持がされていなければ、事故が起こった場合、責任を問われる可能性があるが町としてどう考えているのかという御質問でございます。道路管理といたしまして、道路に穴があいている場合は職員による応急的な処理や緊急修繕工事として道路修

繕を行っておりますが、道路管理の瑕疵があった場合は責任を問われる場合がありますので、事故が起きないように維持に努めております。また、停止線や横断歩道などの区画線の表示が見にくい箇所については、幹線道路や学校周辺など優先的に修繕を行っていきます。以上でございます。

○総務部長（安井慎一君）

続きまして2問目のコンビニ交付サービスの導入についての御質問でございます。マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスにつきましては、時間や場所を問わず各種証明書が取得できるため、町民の皆様の利便性向上や窓口混雑緩和に資する有効なデジタル技術の活用策であると認識しております。また、令和8年3月に策定しました「大治町行財政持続化プラン」こちらの中で「デジタル技術の積極導入による業務改革」において、コンビニ交付の推進を位置づけており、費用対効果や他自治体の状況を踏まえ、実施に向けて検討を進めているところでございます。この検討を進める中で、現在標準準拠システムというものへの切りかえを待たずにコンビニ交付を導入した場合、現行システムの改修と標準準拠システム切りかえ後に改修が必要となることから、経費の一部が重複して発生することが見込まれております。現在、システムの標準化が全国一斉に進められており、本町においても標準準拠システムへの安全な切りかえと安定的な稼働を最優先に現在進めております。コンビニ交付サービスの導入時期につきましては、国が推進する地方公共団体情報システムの標準化完了後、こちらにですね、予定をしてみたいと思っております。この標準準拠システムへの安全な切りかえを完了した上で、導入に係る経費を抑えつつコンビニ交付を導入できるよう、関係各課と協議し検討を進めてまいりたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございました。それでは改正道路法の件からお尋ねさせていただきたいと思います。まずですね、令和8年4月1日にこの改正道路交通法はもう施行されております。この改正に伴う整備に係る予算や周知に伴う講座など、十分に時間があつたのににもかかわらず準備してこなかった。このため、現在も町民は青切符制度の不利益や白線など消えかかっている危険な道路を今日も通行しております。今回の改正道路改正法は町民のルールを遵守を求める制度であります。だからこそ行政側にもルールを守る道路環境を整備する責任があると思います。消えかけた一時停止線や止まれ、危険な交差点を放置したままで、違反だから反則金では町民は納得できません。住民に責任を求めるならば行政もまた責任を果たすべきだと思います。何度でも言います。もう道路改正法は施行されております。速やかに補正予算を組んで町内道路を総点検していただき、道路環境整備を行うべきだと思います。道路管理責任者として町長の考えをお聞きします。

○町長（鈴木康友君）

今、議員から厳しい御指摘を賜りましたが、道路における安全確保につきましては、非常に重要なものだとも自分も認識しております。また御指摘いただいた内容もごもっともの部分もございます。担当課からも答弁をさせていただきましたが、日頃から巡視等は行っておりますが、新たに特に幹線道路、通学路を中心に早急に点検を行わせていただきまして、優先順位をつけ危険箇所の修繕を行っていく考えでございます。また、なかなか全町、町全域の危険箇所を単年度で直すということにつきましては、なかなか困難な部分もございますが、修繕に対しまして予算が必要である、緊急を要するという危険箇所につきましては、補正予算の計上等ももちろん視野に入れて、確認をまず確認作業をさせていただく考えでございます。よろしくお願い申し上げます。

○6番（鈴木 満君）

はい、ありがとうございます。この自転車青切符制度は以前から予定されているものであつて突然決まった話ではありません。本来なら7年度のこの改正法に伴ってどこかで補正を組むべきだったはずだと思っております。この8年度の当初予算にも新たな安全対策予算が計上されておられません。今町長から補正を組むという言葉がいただけたので、補正を組むのであればどれぐらいの規模で行われるかお示してください。

○町長（鈴木康友君）

まずは先ほども答弁させていただきましたとおり、危険箇所の確認をさせていただきたいと思います。ラインの修復のみでいいのか、路肩の修繕も必要なのかという根本的対策も必要なのかということも含めて、まずは確認をさせていただきたいと思いますので、担当課ときちんとそのあたりは確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○6番（鈴木 満君）

ハードの面で補正を組んでいただくということで、今後白線等を引くのにはあんまり無理のないような形で、優先順位を決めながら早期に進めていただきたいと思いますと思っております。

2番目に通告書で書かせていただきました周知について質問をさせていただきます。今回の改正道路交通法は自転車の青切符ということで100を超える違反切符があるそうですが、主な違反項目ですね、あと反則金など、どのようなものがあるのかお答えいただきたいと思います。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

主な違反と金額についてという御質問でございます。主なものとしまして、自転車に乗っての携帯電話の使用が1万2000円、信号無視につきましては6,000円、一時不停止5,000円、イヤホンの使用についても5,000円という形で主なものになります。

○6番（鈴木 満君）

はい、ありがとうございます。今後ですね自転車の青切符に関する講習会などを行っ

ていく必要があると思うんですが、どのような予定をされているのかお聞きさせてください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

今後の講習会等の実施の予定ということでございます。各種団体の会議や地域の集まりなどで、津島警察署に講師を依頼しまして実施していきたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

同じく周知についてですが、青切符対象者は今回16歳以上となっております。学生から高齢者まで世代が大きく分かれると思いますが、どのような講習を行っていくのか。また、大治町には外国人の方も多く住まわれておりまして、自転車を利用しております。どのような周知を考えているのかお聞かせください。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

16歳の方、16歳以上の方が対象になるということになっておりますので、大治町ですと16歳、高校とかございませんので、もうすぐ16歳となる中学校3年生を中心に広報等を実施していきたいと考えております。また、運転免許返納された方に対しても周知を実施していきたいと思います。

もう一つ、外国籍の方に対する啓発の件でございます。外国籍の方に対する啓発につきましては、個別に行うことは難しいと考えておりますが、勤務先の企業様とかですね、そういったところを通じて講座を実施するなど検討していきたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

自転車、先ほど申し上げましたけど車道の左側通行ということで、この大治町では大変難しい。通行、自転車が通行左で車道側を走るということは大変難しいだろうと思っておりますが。この歩道と車道の区別が、車道との区別が明確でない箇所が多く存在すると思っておりますが、今後この安全に通行できるようなこの確保されていない現状、町は今どれだけ把握してらっしゃるんですか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

はい、安全かどうかの通行帯のことだと思いますが、大治町町道におきまして安全な通行を確保することが現状として、全ての道路において難しいとは考えております。

○6番（鈴木 満君）

今後、町内点検をされるということでありますが、白線の再塗装ですとか通学路の点検などとか、いつどこいつまでやるかをお伝えしたいと思っております。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

危険な箇所の点検等についてですが、速やかに職員が交通量の多いところ、いわゆる幹線道路と通学路を優先的に点検をさせていただきまして、白線の引き直し等を公安、警察の協議を協力を得ながら早急に危険な箇所は修繕に努めてまいりたいと考えております。また、点検の際に危険な箇所が把握できた場合につきましては、町道においても

あわせて早急に解消をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（鈴木 満君）

今回の改正交通道路法において、町長より補正を組んでやっていただけるというような趣旨の答弁をいただいておりますので、今後速やかにそういった危険な場所が一つもなくなるように進めていただきたいと思いますし、最後に今回自転車の取り締まりの強化に見合う行政側の準備が行われてこなかったことと、町民に対する交通安全対策の優先順位が低かったことをよく考えていただいて、今後の修繕に対するスピード感をいろいろ考えていただきたいと思いますので1問目を終わります。

コンビニ交付サービスについて、質問させていただきます。コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写しや印鑑証明書などを取得できる利便性の高いサービスであります。また、災害時や庁舎の停電、設備の故障、システム障害などにより役場の窓口で証明書が発行が困難になった場合でも、多くの地域のコンビニで交付サービスの対応が可能となります。行政サービスを継続するためのバックアップ機能としても重要な役割を果たすものと考えます。現在、海部地区において、あま市、愛西市、弥富市、津島市、蟹江町がコンビニ交付サービスを導入しております。未導入は飛島村と大治町であります。まずこの状況について町長、町として住民サービスの地域格差が生じているという認識はございますでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

格差の確認だけですね。その他の進展だけじゃなくてまず格差の確認だけですね。はい。もう近隣自治体に限らず、全国多くの自治体がコンビニ交付、いろいろな書類についてのコンビニで交付ができるというサービスを行っている状況については自分も認識しておりますので、そこについては本町としても遅れているというところについて認識している次第でございます。

○6番（鈴木 満君）

先ほど蟹江町の名前も出させていただいたんですけど。蟹江町のコンビニ交付サービスはいつ頃行われたんでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

蟹江町につきましては地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-LISのホームページのほうで公表されておりますが、蟹江町につきましては令和4年10月に導入されておるというふうに公表されております。

○6番（鈴木 満君）

先ほどの通告書の答弁でも今回はコンビニ交付サービスの導入を進めていくという答弁をいただいております。今蟹江町は令和4年10月でしたということでしたが、令和2年同僚議員が同じ内容のこのコンビニ交付サービスの導入についての一般質問をしてお

りますが、そのときの答弁とどう事情が変わったのか教えていただきたいと思います。

○住民課長（立松 修君）

令和2年の一般質問時とどう事情が変わったかとの御質問でございます。まず、コンビニ交付で証明書を取得するには、マイナンバーカードを保有していることが必須条件であります。その上で令和2年9月議会の一般質問時におきましては、マイナンバーカードの交付率が18.2%と低かったこともあり、費用対効果の面から当時においては導入を見送っておりました。しかしながら、令和8年4月末時点のマイナンバーカード保有率は84%と大幅に上昇したことで、多くの方がコンビニ交付を利用し効果が見込める状況となったと考えております。

○6番（鈴木 満君）

コンビニ交付サービスはマイナンバーカードの普及が進んだから導入するものではなく、むしろ導入することでカードの取得の動機づけになるものだと考えております。より100%に近づけるためにも利活用を同時に実現できるこの施策を早急に進めていただきたいと思います。

済みません、質問の順番を変えます。システムのほうからお聞きします。この先ほども言われていましたシステムの標準化の時期についてお聞きします。ここ2回ほど議会に対してシステムの標準化が延期になったとの報告がありましたが、次回システム標準化、いつ頃を想定していらっしゃるのかお聞かせください。

○総務課長（吉田美穂君）

システムの標準化の時期でございますが、標準化につきましては全国の自治体において進められておりますが、開発や移行作業の遅延などの要因により全国的にスケジュールの見直しが行われている状況でございます。本町におきましても安全かつ確実な移行を図るため、これまで切り替え時期の見直しを重ねてまいりました。今後の切り替え時期につきましては今年度中を想定し事業者と調整をしておりますが、現時点では未定でございます。

○6番（鈴木 満君）

先ほど申し上げましたが、ここ2回ほど延期になって、また今年度中というふうに今御答弁いただきました。もしかしたらまた延期になるかもしれないということもあるかもしれません。どこかで線引きして、システム標準化を待たずにコンビニ交付システムを構築する考えがないかお聞きします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長どうぞ。

○総務課長（吉田美穂君）

こちらのコンビニ交付の導入時期につきましては標準化の安全な切りかえを優先して行い、コンビニ交付を導入していきたいと考えておりますが、費用の面につきましても二重でかかる経費がございますので、標準化切りかえ後ということで考えております。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございました、わかりました。できるだけ早急にコンビニ交付を進めるために、システム標準化される前にどのような準備が要るのかお答えください。

○総務課長（吉田美穂君）

どのような準備が要るのかということでございます。発行する証明書の種類ですとか、必要な予算の精査などコンビニ交付の導入に向けての検討を進め、速やかに予算計上できるよう準備を進めていきたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。コンビニ交付サービスが開始された場合ですね、住民票以外に何が取得できるのか。また種類によってシステム構築に費用がどれだけ変わってくるのかお答えください。

○住民課長（立松 修君）

住民票以外に何が取得できるのか、また種類によってはシステム構築の費用が変わってくるのかとの御質問ですが、住民票のほか、印鑑登録証明書、戸籍証明書、そのうち全部事項証明書と個人事項証明書になります。戸籍の附票、各種税証明書、住民票記載事項証明書がコンビニ交付で取得できる証明書になりますが、証明書の種類によって利用するシステムの検討が必要となってまいります。住民票、印鑑登録証明書及び税証明書につきましては地方公共団体情報システム機構、通称J-L I Sが運営します自治体基盤クラウドシステムを利用することができますが、戸籍証明書及び戸籍の附票などにつきましては自治体基盤クラウドシステムを利用することができないため、現在委託している事業者により新たにシステムを構築する必要があり、費用が高額になることが見込まれております。また、今後自治体基盤クラウドシステムでも戸籍証明書など利用できる証明書の種類を拡大する検討も進められておりますが、時期についてはまだ未定となっております。これらを踏まえ、導入に当たってはシステム及び証明書の種類について、費用対効果を十分に検討する必要があると考えております。

○6番（鈴木 満君）

はい、ありがとうございました。コンビニ交付サービスの導入によって、まず窓口業

務負担軽減効果をどう考えているかお聞かせください。

○住民課長（立松 修君）

導入した場合には、窓口来庁者の減少による混雑緩和及び職員の事務負担軽減の効果が期待できると考えております。

○6番（鈴木 満君）

現在、開庁時間短縮を検討されているようですが、住民サービスの低下につながることを考えると、開庁時間短縮分をコンビニ交付サービス導入までの期間、夜間・土日祝日に窓口業務に充てる検討したほうがよいと思いますが考えはありますでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

窓口開庁時間の短縮につきましては、時期も含め具体的な運用方法につきましては今後関係部署と協議を重ねてまいりたいと考えておりますが、町民の皆様の利便性ですとか実態を考慮し、窓口サービスのあり方について検討を重ねていきたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

はい、ありがとうございます。閉庁時ですね、公民館が発行している証明書は年にどれくらい発行しているのか。またコンビニ交付サービスに導入された以降、公民館の発行はどうするのかお聞きします。

○住民課長（立松 修君）

まず、公民館が発行している証明書は年にどれくらい発行しているかとの御質問ですが、公民館での証明書発行件数につきましては、令和7年度の実績で住民票が576件、印鑑証明が451件であります。

続きまして、コンビニ交付サービス導入された以降、公民館の発行はどうするかとの御質問ですが、コンビニ交付導入後につきましては、休日に公民館で交付する必要性が低くなることや、コンビニ交付導入時点でのマイナンバーカード保有率や保有していない方などへの配慮も踏まえながら、廃止の是非も含め慎重に検討してまいります。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございました。最後に、行政は住民のためのサービス提供する機関である以上、住民の利便性向上に向けた早期に取り組むべきものとお伝えし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

6番鈴木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時32分 休憩

午後2時40分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

3番手嶋いずみ議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。自治体公式LINEの機能充実及び災害時活用について質問させていただきます。

本町の公式LINEでは、申請や予約、通報、イベント情報など、さまざまな機能が導入されております。しかしながら、登録者数は十分に伸びている状況とは言えず、住民に広く活用されていない現状は非常にもったいないと感じております。登録者数を増やしていくためには、住民が必要と感じる機能を今以上に充実させていくことが重要であります。LINEを身近な行政窓口として活用することは住民サービス向上だけでなく、行政事務の効率化や職員負担軽減にもつながります。また、災害時の情報伝達や避難所運営にも有効であると考えます。以下について質問させていただきます。

①登録率向上に向け、今後どのような機能充実や利用促進を考えているのか。

②通報機能において受付確認や対応状況など、双方向機能を持たせることはできないか。

③自治体公式LINEを活用した避難所受付システムの導入を検討してはどうか。

1問目の質問を終わります。

○総務部長（安井慎一君）

LINEのですね、機能充実に向けて3問の御質問いただきました。初めに、登録率向上に向け今後どのような機能充実や利用促進を考えているのかとの御質問でございます。現在、町の公式LINEには、イベント情報、子育て情報、ごみのお知らせ設定など、欲しい情報を選んで受信できるセグメント配信機能を含め利用者へのアンケート機能、各種予約機能、道路等の不具合や不法投棄などの通報機能、避難所等の施設検索機能が搭載されております。メッセージ配信については全庁的に利用しておりますが、配信以外の機能については十分活用できていると言いがたい部分もございますので、今後は予約機能やアンケート機能などについてもさまざまな業務に利用できますよう、さらに利用促進につなげてまいります。また、現在のところ機能追加の予定ということはありませんが、他自治体の動向も注視しつつ、今後住民の皆様にとって必要とされる機能があると判断される際は、機能追加のほうを検討してまいりたいと考えております。

2問目でございます。通報機能において受付確認や対応状況など双方向機能を持たせ

ることはできないかとの御質問でございます。双方向機能につきましては、通報終了後に「現在、情報の登録が完了しました。御協力ありがとうございました」と受付メッセージが表示されるようになっております。対応状況につきましては、現在のところ通報をいただいた件に関し、個別の対応を町のホームページ上で公開する機能がございませんので、今後機能追加も含め検討をしてみたいというふうに思っております。

それから3問目の御質問でございます。町公式LINEを活用した避難所受付システムの導入を検討してはどうかとの御質問でございます。災害発生時の避難所受付において、受け付けの迅速化、避難者の把握において受付システムを導入することは有効なものであると考えております。現在の町公式LINEにおいて避難所受付機能の導入は可能と聞いておりますが、現段階では他の受付方法も含めて、今後どのような受付方法がよいか調査・研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

どうもありがとうございます。ではまずLINEの登録者数を教えてください。

○企画政策課長（水野 学君）

LINE公式アカウントの登録者数でございますけれども、5月31日現在で3,505人でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。何か少しずつは増えているものと感じておりますけれども、まだ1割程度の利用にとどまっているようでございます。

では、登録者数を増やすために現在どのような取り組みをされておりますか。

○企画政策課長（水野 学君）

はい、LINE公式アカウントの周知啓発活動といたしましては、町広報紙への掲載、これ令和6年2月以降でございますけれども毎号やってございます。町ホームページのトップページのバナー掲載、それから役場で使用する封筒及び窓口封筒にLINE公式アカウントの二次元コード印刷ということで、これ令和6年度末頃以降ということやってございます。それから庁舎と公共施設へのポスター掲示やチラシの配架、住民課で転入時にチラシの配布、それから各課窓口でLINE公式アカウント二次元コードを入れたポップの設置等を実施しております。あとイベント等での啓発につきましては、令和7年度につきましては、各種総会においてチラシの配布、LINE公式アカウント二次元コードのチラシを入れたティッシュの配布を、昨年行われました「集まれ！あいの魅力博。」、「蟹江町民まつり」、「はるウィン」、「愛知ふるさと市」これ愛知駅伝のときですね、そちらのところで実施しております。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、さまざまな取り組みを本当に一生懸命やってくださっていることはよく理解いたしました。周知だけでは一定の限界があることもちょっとわかりました。そこでスマ

ホ教室の機会を活用し、自治体公式LINEの登録方法や活用方法について学んでいただくとともに、その場で登録まで支援する取り組みを行われていますでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

御質問のスマホ教室、スマホ講座といったものですね実施しております。こちらの総務課のほうが実施しておるものでございますけれども、そういったLINE公式アカウントのその講座の中でLINE公式アカウントの登録方法や利用方法について御案内を行っていただいております。特にですね高齢者を初めとするデジタル機器の操作に不安を感じる方に対しては、実際のスマートフォンを用いながら、友達登録の方法や受信設定の手順なんかからわかりやすく説明し登録促進に努めておるということを聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

では、子育て世代にとってはイベント情報とか各種申請、今回スポーツセンターのキッズエリアの予約も含め子育てに関する情報配信など便利な機能が数多くあります。ぜひ多くの方に活用していただきたいと思いますけれども、そこで、母子健康手帳の交付時、乳幼児健診、イベント利用時など子育て世代が行政サービスと接する機会が多くあります。こうした機会を活用して単に登録を呼びかけるだけでなく、どのようなメリットがあるかを丁寧に説明しながら登録を促す取り組みをされているのでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

御質問の子育て関連の行政サービスと接する機会を利用したLINE公式アカウントの登録促進についてでございますけれども、本町ではですね、保健センターのほうで母子健康手帳交付時にLINE公式アカウントの二次元コードを掲載したチラシをお示ししながら、登録の御案内を行っていただいているというふうに聞いております。それから一方で乳幼児健診とか関連イベント等におきましては、現時点ではLINE公式アカウントの登録促進を十分に案内できていないという状況を確認しておりますので、そういった認識でございますので、今後は子育て世代との接点となるような機会を活用いたしまして、より効果的な登録促進策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

どうかよろしくお願いいたします。まず先ほどの答弁の中で各課へ積極的に働きかけていく新しい機能追加についてですね、各課へ積極的に働きかけていくとの答弁ありがとうございます。直近では粗大ごみ収集のオンライン申請だとか、あと先ほど言いましたスポーツセンターのキッズエリアの予約機能、また、今回6月から自転車乗車用ヘルメット補助金のオンライン申請の手続など、各課が創意工夫をされLINEから簡単にアクセスできるよう住民に寄り添った取り組みをしていただいております。では、現時

点でほかにも導入を検討している機能サービスはありますでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

先ほど1回目の答弁の繰り返しとはなりますけれども、現時点では公式アカウントに新たな機能を追加する具体的な計画はございません。しかしながら、デジタル技術を活用した住民サービスの向上は重要な課題であるというふうに認識しております。現在、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、各課においてプログラミングの専門知識がなくても業務システムを構築できるクラウドサービスと大治町のLINE公式アカウントが連携しておりますので、そちらを活用いたしましてアンケートや予約フォーム、こちらはスポーツセンター等のキッズエリアの予約フォームなんかを職員自ら構築して運用しております。こうした取り組みによりまして住民の皆様の利便性向上と業務の効率化を図っておるというところでございます。今後におきましてもLINEそのものの機能追加に限らず、各課におけるこうしたデジタルツールの活用を推進しながら、住民ニーズに応じたサービスの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。各課、奮闘していただいてぜひよろしくお願いいたします。

少しちょっと例を挙げますが、宮城県大崎市では20歳の集いの参加受け付けをLINEで事前登録化しました。参加者はLINEで事前登録を行い、当日はLINEに表示されたQRコードでチェックインをする方式です。632名中607名がLINEで事前登録をされたそうです。職員はQRコード確認だけで受付が完了し、紙での配付資料をLINE配信へ切りかえ、お知らせも全てLINEで配信したため大幅な業務簡素化となり経費削減となりました。また、参加状況の事前把握にもつながったとのことでした。現在では、結婚式の招待状や出欠席確認、年賀状のやりとりなど、LINEやSNSを活用することが一般的になってきております。時代の変化とともにデジタルを活用した情報伝達は多くの方に受け入れられております。行政においても住民の利便性や迅速な情報発信の観点から、積極的に活用していくべきではないでしょうか。特に若い世代をはじめ多くの住民が日常的に利用しているLINEは、行政サービスとの信用性も高く住民と行政をつなぐ有効な手段であると考えます。ぜひ機能を広げていただきたいと思います。

続きまして通報状況をお聞きします。2番目の質問に入らせていただきます。通報状況をお聞きします。年間どれぐらいありますでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

LINEの通報機能を用いた通報件数につきましては、令和6年度から始まっておりますけれども、令和6年度は46件、令和7年度が77件、令和8年度につきましては、これ5月末ぐらいの状況でございますけれども、現在で10件というふうになってございます。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。通報機能において先ほども双方向でお願いしたいという事で通告書に載せましたけども、住民参加によるまちづくりを進める上で有効な手段だと思っております。ただ「送ったけれど本当に届いたのかな、ちゃんと対応してもらえているのかな」というお声をお聞きます。通報通知を受けてからの流れをお聞きます。

○企画政策課長（水野 学君）

はい、LINEの通報・情報提供後の対応の流れについてでございますけれども、通報や情報提供がございますと各所管課、例えばですね道路・河川・水路ですと都市整備課、それから不法投棄ですと産業環境課、下水道ですと下水道課、災害情報ですと防災危機管理課にメールが届きます。必要な情報が送信されているかを確認の上それを受け付けまして、勤務時間外に送信された情報確認については翌開庁日以降の対応となります。その後提供いただいた情報をもとに所管課が現場確認等を行いまして、応急処置、経過観察等の対応を検討していくことになります。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。たくさんの通報をいただいた場合、各課大変かと思います。総代さんからの要望書もいただきながら確認をされていることと思いますけれども、まず個別に対応することは本当に難しいと思いますけれども、他自治体では通報件数や対応状況を月ごとにホームページなどで公表している事例もございます。住民の皆様にとっては通報がどのように活用されどのような対応につながっているのかが見えることで、行政への信頼向上や通報制度の利用促進にもつながると考えております。通報状況の見える化について検討できないか伺いたします。

○企画政策課長（水野 学君）

先ほどの通報・情報提供後の対応状況の公開についての御質問でございます。LINE通報機能によります通報・情報提供後の対応状況につきましては、通報者に対するフィードバックや行政運営の透明性の向上の観点から有効な手法の一つであるというふうに認識しております。現在利用しておりますシステムにおきましては、通報内容や対応状況を住民向け公開サイトで公開する機能を追加することが可能であると承知しておりますけれども、その導入に当たりまして初期費用として約10万円、月額使用料として約2万円程度の経費が発生する見込みでございます。またですね公開する情報の範囲や個人情報保護、運用体制の整備などについても十分な検討が必要であると考えております。今後につきましては先ほど議員のおっしゃいました他自治体の活用事例ですとか費用対効果も踏まえながら、住民サービスの向上に資する機能であるかを総合的に判断しまして研究してまいりたいというふうに考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。今、先ほどの答弁で現在のシステムでは新たな機能を追加しなくてはいけない。そのために費用が発生するという御答弁でございました。こちらが求める機能拡張をしようと思いますと一定の制約がかかってしまうんじゃないかということを思いまして、今の使っているLINE情報配信システムですけれども、そちらの契約期間をお伺いいたします。

○企画政策課長（水野 学君）

現在の大治町公式LINEの情報配信システム使用契約の契約期間につきましては、令和6年の8月16日から令和11年9月30日までとなっております。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。では令和8年度の利用料はお幾らでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

利用料につきましては令和8年度の執行予定額でございますけれども、128万400円、月額で10万6700円となっております。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。それだけの費用がちょっとかかっているっていうことを今お聞きしまして、そうですね、他の自治体の公式LINEを見ますと本当に住民サービスの向上の観点からLINE機能の充実が素晴らしいと思うものもあるんですね。で、今の我が町が使っているLINEがいいか悪いかはまだちょっと分からないんですけれども、もっともったいいものが、なってほしいなってもっと多くの住民の方に利用していただきたいなということを思うんですけれども、そちらを要は機能追加するために費用がかかるとかいろんなことを思いますと、契約更新時にあと契約期間がございすけれども、この契約、新たに契約を更新するときにシステム見直しの検討を考える思いはありますでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

現在、本町が運用しております大治町公式LINE情報配信システムにつきましては、住民等への情報発信に重きを置いて活用しているところでございます。事業者の変更ににつきましては契約期間中でございますので具体的な予定は今のところございませんけれども、新契約へ移行時におきましては各LINE情報配信システム事業者が提供するサービス内容や機能、運用支援体制、費用対効果などを総合的に比較検討し、本町の利用目的や行政ニーズに最も適した事業者を適切に選定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。ぜひ更新時、今でも追加できる機能があったらしていただきたいですけれども、更新時には素晴らしいものをまた考えていただきたいと思います。

では続きまして、避難所開設の避難受入れシステムのことについてちょっとお聞きします。避難所開設時の避難所受入れ手続とはどんなことをしなくてはならないでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

はい、避難所開設時の手続、どんな手続が必要かということでございます。避難所に入るときには受付で現在のところ、避難所利用者登録票に記入をしていただきまして入っていただくことになります。記入内容としましては御本人様の住所、氏名、連絡先等々、御家族の情報、持病や配慮が必要かどうかなど、また、外部からの問い合わせに対する安否確認の対応の公開・非公開の情報、ペットの状況、自家用車の情報などを記入していただくことになります。

○3番（手嶋いずみ君）

はい。詳しく御説明ありがとうございます。説明いただくと多くの情報は記入しなくてはいけなくなることが今よく分かりました。また、多くの情報を記入した上、また、自治体のほうが仕分けしなくてはいけないうということもよく分かりました。

では、避難所受付システム、システム化にして導入を入れるメリットとして、先ほども答弁いただきましたが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

避難所受付システム導入のメリットを詳細にということでございます。導入するシステムにより多少変わるとは思いますが、まずは受付時間の短縮というのが確実にあります。続いて受付情報の電子化によりまして情報整理の迅速化が考えられます。あと、紙で受け付けた場合はそれをまたさらに入力作業をするということがございますので、入力間違いによる人的ミスが減ることも予想されております。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。災害時は大変混雑しておりますので、どうかやっていただきたいと思うんですけれども、近年では自治体公式LINEを活用し平時から登録された情報を災害時の避難所受付に活用する自治体も増えております。いつ発生するかわからない災害だからこそ平時からの備えが必要です。少しでも早い導入に向けた検討をお願いしたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

では、ごめんなさい、現在の町公式LINEを使用した場合、現在の私たちが使っている公式LINEを使用した場合はどのような手順で受け付けになるのでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

現在の町公式LINEを使用した場合はどんな方法になるかということでございます。業者に確認したところですが、まずメインメニューに新たなボタンというのを避難所受付なるボタンを作成しまして、そのボタンから入力フォームにアクセスをしていただきます。そのボタンの中で避難情報、避難者情報ですね、先ほど言ったような情報を入

力するような形になりまして、それを送信するという方法になると思います。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。先ほど答弁がありましたように、町の公式LINE以外にどんな活用がありますでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

公式LINEの活用以外の方法ということでございます。現在さまざまな業者の情報が出ております。それを見ておりますと、先ほど言った入力フォームを活用した私情報を送信する方法や、そもそも避難所の受付に受付の読み取り機装置を設置しまして、二次元コード化した情報を読み取る方法などがあると聞いております。

○3番（手嶋いずみ君）

まずね登録者がたくさんいないとやっぱり公式LINEで避難所受付ができない、鶏が先か卵が先かの問題になりますけれども、登録していただきたいというふうに広く公表していただくと、登録者も増えて公式LINEを使って避難所受付ができると思いますのでぜひそのようにしていただきたいなということを思います。

最後になりますけれども、LINEは多くの住民が日常的に利用しているアプリでございます。自治体ホームページ、特にわが町のホームページはちょっとアクセスしにくいホームページに私は思っているんですけれども、ホームページを自ら見に行く住民は限られていると思います。でも、LINEであれば必要な情報を直接届けることができます。防災情報、ごみ収集日、イベント情報、子育て支援情報、健康診断の案内などをタイムリーに配信できます。また、現在職員数が限られている中、問い合わせ対応や情報発信をデジタル化することは、住民サービスを維持しながら業務効率化を図ることができます。また、災害時の迅速な情報提供や避難所運営、さらには行政手続のオンライン化などはその可能性は大きく広がっております。住民の利便性向上と行政運営の効率化を両立するためにも、町公式LINEの機能充実は今後欠かせない取り組みであると考えます。ぜひ積極的な検討をお願いして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時08分 休憩

午後3時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番松本英隆議員の一般質問を許します。

9 番松本英隆議員どうぞ。

○9 番（松本英隆君）

9 番松本英隆です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき一般質問をさせていただきます。令和8年3月に「行財政持続化プラン」が策定され、その中の経常経費の抜本的抑制として「未利用財産の売却」と明記されております。また、未利用財産だけではなく現在使用実態のない借地もありますが、使用実態のない借地料は町民の理解を得られないと考えられます。そこでですね大きく分けて四つの点について質問させていただきます。

まず一つ目、現在、未利用財産として把握している不動産・動産の件数と詳細は。

二つ目、今後、売却も含め未利用財産の利用計画と今後の収支への効果をどう見込んでいるのでしょうか。

三つ目、現在利用実態のないちびっこ広場などを含む借地は何件あり、借地料は幾らかかっているのか。

四つ目、今現在借地をしているものに対しての、今後の契約解除または買い取りなど、今後どうしていくのか。この四つについて答弁をお願いします。

○総務部長（安井慎一君）

行財政持続化プランにつきまして4点ほど御質問いただきました。行革の担当の総括ということで、私のほうから御説明させていただきます。まず持続化プランの前にですね、令和7年度の当初予算編成に基づきまして、大治町の貯金である財政調整基金が大きく減少するという事態を踏まえまして、緊急行財政改革プランということで、歳出予算等の大きな見直しを進めてまいりました。その後ですね、令和8年から12年を期間とする行財政改革持続化プラン、この中で幾つかの予算の抑制ですとか事業執行方法について御説明してまいりました。今回の件につきましても行財政改革持続化プランの中にございますような取り組みについての御質問ですので、私のほうから代表してお答えさせていただきます。

まず1点目の未利用財産として把握している不動産・動産の件数と詳細についてでございます。行財政持続化プランに掲載した未利用財産は2件となります。1件目は西條字笠見立地内にあります町道認定をしているものの一般の利用がない道路2路線と用悪水路となります。面積は道路敷地として約1,094平方メートル、用悪水路敷地として約912平方メートルとなります。なお、町道につきましては今議会において同路線の廃止に係る議案を提案させていただいております。次に、廃止の2件目でございます。もう1件は北間島字屋敷地内にあり平成4年に先行取得しました用地1筆で面積は231平方メートルとなります。この用地は都市計画道路事業等の代替地として活用するため所有し

ているものとなります。なお、未利用となっており売却できる動産については今のところ確認できておりません。

それから2点目の御質問でございます。今後の売却を含めた利用計画と収支の効果をどのように見込んでいるのかとの御質問でございます。先行用地として取得した土地につきましては、これまでも都市計画事業の代替地として活用してまいりましたが、今後の各種事業の推進の中で代替地として不要となる場合は売却も視野に入れて検討してまいります。なお、この2件を売却する場合は合わせて1億円程度の収益を見込むということになります。

次に3点目でございます。利用実態のないちびっこ広場などを含む借地は何件あり、借地料は幾らかについてという御質問でございます。これまで町が借地をしており利用されていない土地で現在把握しておりますのは、砂子字柳原地内にあります砂子柳原ゲートボール場1カ所となります。しかしながら、このものについては地域との協議を含めまして今年度予算において撤去工事を行い、地権者に返却をしてまいります。

4点目でございます。借地契約の解除、買い取りなど今後どうしていくのかとの御質問でございます。令和5年度におきまして公共用地借地基準を制定し、公共用地を必要とする場合は一時的な利用や期間が不明なときは借地とし、公共施設の用地として長期に利用する場合は取得に努めるという方針にいたしました。現在借地となっている土地で恒久的な活用が求められるものについては、取得できるよう努めてまいりたいと考えております。以上4点につきましては以上でございます。

○9番（松本英隆君）

では順に再質問させていただきます。都市計画道路の代替地としている北間島さんのほうですね不動産、現状いつ頃これに対して判断、結果が出るという、どのように考えておられますか。

○総務部長（安井慎一君）

現在は都市計画道路堀之内砂子線という事業をですね、8年度は少し休止しておりますが、そこを進めていくということで検討はしております。その中でこれまでも地域の方の地権者と担当の都市整備課においていろいろお話は進めている状況と聞いておりますので、その中でこういった北間島の土地が活用できるようであれば活用していきたいと。そうでなければ売却を考えていきたいと。これは今後の事業の進め方によってできるだけ早い段階で私どもも回答を導いていきたいというふうに考えております。

○9番（松本英隆君）

それでこの分についてですね、一応令和12年度までのついでというふうで計画立ててあると思うんですけど、12年度までのうちの早いうちに一応回答として出るというふうに考えてよろしいですか。

○総務部長（安井慎一君）

現在、行財政持続化プランは先ほど申しましたように議員もおっしゃいましたように、令和12年の5年間計画で、財政状況などを踏まえてこれからの長期事業計画の中でかなりいろんな事業が出てまいります。そこを財政状況を見ながら精査して、必要なものの優先順位などを決めてまいりたいとこのように考えております。その中で今年度5年間の初年度に当たりますので、令和12年度の早い段階で私どももどういったことを事業着手していけるのかといった方向性を決めて、今後対応を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。未利用財産に関しては承知いたしました。

次のほうの質問ですね。借地ということで今、三本木資源ステーション、以前計画が出ていたと思いますが、こちら行財政の持続化プランには掲載されていないんですね。この計画の中には借地の部分も含まれていますが、今後この事業の見通しといたしますか、計画に上がっていないものですが、どのように考えておられるか答弁をお願いします。

○総務部長（安井慎一君）

はい、三本木資源ステーションにつきましては土地の購入が終わりまして、今後設計をした中で事業化を進めてまいりました。しかしながら、このたびの緊急行財政改革プランをもとに、取りあえず令和12年度までの持続化プランにおきましては一旦明記はせず、12年度までのこれも早い時期に全ての事業の中で優先順位を決めて、財政状況を毎年確認しながら進めていきたいということで、検討を進めているところでございます。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。12年というかあと5年ぐらいあるということですね。ここの中にある借地があると思うんですけども、これは年間借地料幾らかかっていますか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

はい、議員おっしゃいます三本木資源ステーション、一体利用とするということで隣の花園でございます、花園の借地料でございますが、年間101万5500円でございます。

○9番（松本英隆君）

わかりました。済みません、モニターのほうお願いできますか。こちらですね、今答弁のほうありました花園のところですね。資源ステーションのところの借地のほうになります。これ先週撮ってきた今現在のものになるんですけども、今草が、雑草のほうが生えております。こちら真ん中に板のようなものがあるんですが、これベンチなんですね。ベンチよりも長い草木に覆われております。あともう片方のこちらが町のほうで購入させていた土地のほうなんですけど、自分の背丈も高いぐらいのものが生えております。今現状このような形になっているんですけども、先ほどの答弁で令和12年度まで5年間ぐらい塩漬けになるかもしれないという土地です。このような雑草が生えた状態のままほかっておくわけないと思うんですけども、これに対して除草とかそういうものっ

ていうのは行っていくんですか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

資源ステーションのほうにつきましては令和8年度予算を認めていただきまして、シルバー人材センターのほうで草刈りをしましてその上に防草シートをひいてもらうということで、しばらくは草が生えてこない状態になるということでございます。そして花園のほうなんですけど、実は令和6年度までは植木の剪定それから年2回の消毒作業、草刈り作業というものを約10万円委託料出してやっておったんですが、7年度から職員の方で草刈りをしておるという状況ではございます。

○9番（松本英隆君）

モニターありがとうございました。はい、わかりました。令和7年度から職員さんのほうで。それでも手伝っていただいとるって人件費とかいろんなごみの処理とかもどんどんかかっていっていると思います。先ほどこの借地料で年間101万円ということですね。3年たてば300万円です。令和12年は5年ですね、500何十万かかるんですね。それに対して草刈りを行っていくって土地に対して、今現状本当にこれだけ行財政改革とか緊急とかそういうことをやってきている中で、年間110万円もの土地を草生えのまま置いておくのか。実際12年っておっしゃったんですけど、例えば町長の中でどのように考えておられます。5年間ないし4年間、3年間に対しても300万円かけてこのまま置いておくのか。今現状、役場の前で資源ステーションやっていますが、そちらのほうで足りなくてっていう計画、前の町長がやっていたんですけども、見直しとしてもそういう話があってもいいんじゃないかなと思うんですけども、ちょっともう一度、令和12年というふうに回答いただいたんですけど、今現状この数値とか示して示させていただいて、どう考えておられますか。どう思われます。

○町長（鈴木康友君）

まずは先ほど総務部長のほうから答弁をさせていただきました行財政持続化プラン、我々のほうは今取り組んでおります。もちろん予算具合も見ながらではございますが、まずは先ほど議員がお示しいただいた花園ですね、の場所の賃借において、そして購入させていただいた土地の件につきまして、その場部分につきましてはごみのステーション、当時設計したもので進めるべきなのか、または根本的に使用用途を考えていくべきなのかというゼロからのスタートも含めて、やはり我々もう一度考え直していかなくてはいけないと思っておりますので、そこについて具体的に何年度までどのようにするかというところは今お示しできる材料がございませんが、早い段階で議員おっしゃるとおり予算がかかっているものでございますので、新たな方向づけをつけるのであればというところで、またその考え方は急いでまた示せるように自分のほうも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○9番（松本英隆君）

そうですね。やっぱり何もしなくても息しているだけでも年間 100 万円かかっているっていう今現状がありますので、ただこれをこのままねずっと令和 12 年まで、それより前にも結果が出るとは思いますけども、ただですね、今こんだけ時間かかるっていう、3 年ないし 5 年とか結果を出す何か問題があるんですかね。そんなだけ時間がかかるっていうのに対して。今のこちらの役場の前にあるあれでもやっていけるよっていうのであれば、もうすぐにでもやめだよとかっていうのも言えると思うんですけど。何か問題があってちょっと結論が出ずにいるのか。何か問題とかそういうことありますか。

○総務部長（安井慎一君）

昨年度、先ほどお話ししましたように、令和 8 年度からいろんなことを今課題として捉えて一つ一つ整理しております。それは何かと申しますと、事業開始に伴いまして用地を先行して取得しました。これについては地権者さん本人の売却に伴って 1500 万の税控除受けているということがございます。例えばこれはゼロから見直していこうとしますとその取り扱いがどうなるのかということと、事業計画を別のものにしてこうとしますと、やはり関係機関との調整、打ち合わせですね、こういったところを踏まえて間違いがないような手続を進めていくということが重要となってまいりますので、現在そういったところを進めながら検討しているというところでございます。

○9 番（松本英隆君）

はい、わかりました。ほかの問題、ただ単純につくるかつくらないかっていう問題だけではないということですね、はい、わかりました。でも実際かかっているのはありますので、そこら辺のことも検討していただいてやっていってください。

次も資源ステーションと同様ですけども、この三本木地内の健康公園というのもしか以前ありました。はい。こちらのほうは借地ではなかったと思うんですけども、これのほうもですね持続化プランのほうに掲載されていないんですよ。けどもこれも事業の見通しっていうのはどのように考えておられますか。

○総務部長（安井慎一君）

三本木地内に計画しました健康公園でございます。こちらはせせらぎ水路とともに終末地点に休憩をしていただける場所、それから高齢者等の健康増進のための遊具を設置する事業として立案したところでございます。しかしながら先ほどの資源ステーションと同様に持続化プランには記載はしてございません。これは先ほど申しましたように同様で、7 年度の財政状況を踏まえて 8 年度からのプランには掲載せずに今後の進め方を検討していくという位置づけをしたところでございます。先ほどの繰り返しになりますが、課題を一つ一つ整理する中で早めにこちらとしてもどのような方向性が導き得るだろうということで今検討しておる最中でございますので、また今後皆様にお伝えできる場所は来ましたら、またお伝えして進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。これもやっぱり公園としてありますので、先ほどじゃないですけど草が生えたりとかそういうこともあって、そちらのほうの経費とかですね上がっていくと思いますので、こちらのほうもよろしくお願いします。

あと、ちびっこ広場とか今現状まだ数としては少ないと思うんですけども、各ちびっこ広場について利用実態とか、こちら辺は充分使われているどうのこうのそこら辺ってというのは多少把握されてるんでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

ちびっこ広場の件につきましても行財政持続化プランこちらの中で今後の方向性を一部示させていただいております。ちびっこ広場につきましては現在の広場の活用のほか、自主防災組織の倉庫、あるいは学校通学団の集合場所、ごみ集積場といったさまざまな活用がされているところでございます。今後は担当課において利用実態の把握に努め、地域の意向も踏まえた上で、今後どうしていくかというところをそれぞれ定めていきたいと思います。少し時間はかかると思いますが、利用実態調査によって、例えばその施設は残すと、違う施設については集約するだとか、いろんな方向性があると思いますので一度検討はしてまいりたいと思います。また、プランにも記載しましたように、砂子の山ノ浦ちびっこ広場というところがございます。こちらにつきましては現在進めております砂子防災公園、ここに近接して設置されておりますので、この箇所につきましては令和9年度以降で地権者のほうにお返しするというところで現在進めているところでございます。

○9番（松本英隆君）

大治町内ですねよくほかの議員も私もよく言うんですけど、子供が遊べる公園が少ないということに対してちょっと私の質問もどうかとか、自分でもちょっと思うんですけども、公園が少ないっていうことをよく耳にして、昨今の異常気象とかもあると思うんですけど、子供が外でなかなか遊べないとかっていうのもあるかもしれないです。しかし、利用実態が全くないっていうのもちょっとどうなのかなとか思ったりしますので、それをちょっと一度調べていただいて、なぜ少ないのかそこにある場所なのか広さなのかとかいろんな問題あると思うんですけど、もし物によってはそこじゃなしに廃止するだけじゃなし、ちょっと移転するとかほかのところにもやるとか、そういうことも必要ではないかなと思います。ただ単に利用頻度が少ないからなくせというとなまた子供の遊び場から考えると本末転倒になってしまいますので、そこら辺のことも踏まえて早急に検討、検討といいますか実態のほう調査していただきたいと思うんですけど。そういうことに対して早急にそこら辺はできるんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね、利用実態に対しての調査は。

○福祉部長（大西英樹君）

実態調査につきましてはですね、地元の例えば総代様それから子ども会が今あるところについてはそういう子ども会とか、そういう地元の意見を聞きながら実態調査をしてまいりたいと考えております。

○9番（松本英隆君）

そうですね、どうしてか、使っているところであれば一番いいと思うんですけども、場所なのかどうかという何か問題があればまたそっから出していただければと思いますね。

今回未利用用地について質問させていただきましたけども、やはり利用していないものに対して年間の経費かかっている、行政手続持続化プランに掲げている以上ですね、整合性が欠いたりするのではないかなというふうに思われます。また、公費を年間何百万円出していくっていうのもちょっと問題があるかな、町民の理解を得るにもちょっと厳しいんじゃないかと思います。令和12年度までの早い時期という答弁がいろいろいただきましたけれども、早急に結論を出していただいて、また先ほど今答弁いただきました比っこ広場の実態調査の把握とかもですね、早めに進めていただいて、私たち議員にも早い報告のほうをですねしていただけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

9番松本英隆議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時33分 休憩

午後3時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

4番後藤田麻美子議員どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき子供の熱中症対策で冷却グッズ用冷凍庫の設置につきまして、町長へ教育長へ質問させていただきます。済みません。グッズ忘れた。

○議長（若山照洋君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤田議員どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

失礼しました。昨年の夏は地球温暖化、沸騰化で40度近い気温の日が続きました。そんな中、重いランドセルを背負って通学をしている子供さんを持つ保護者の方から、子供が片道40分かけて登下校している。また、日傘を差しても顔が真っ赤で帰ってきて熱中症になっていないかとても心配だったとの声を聞いております。また、登校のときはネッククーラーが凍っており役立っておりますが、ネッククーラーというのはこういうものです。ここにつけるんです。登下校の登校のときは使えます。しかし、1年生3年生の下校時間は14時。1番暑い時間帯でネッククーラーは溶けて使えない状態でございます。また、特に暑い日は車で迎えにお母さん、保護者の方が迎えに行く事があったということも聞いており、これが現状でございます。今年も夏も全国的に気温が高くなる見込みで、最高気温が40度以上の酷暑日が各地で観測されとの予測があります。下校時のネッククーラーなどを冷やすのに冷凍庫の設置を望む声が届いております。海部地域、近隣の自治体では学校に冷却グッズを冷やせる冷凍庫の設置が進んでおります。既に設置されている自治体もございます。本町としても大切な子供たちの命にかえれないため、冷却グッズ用冷凍庫を設置していただけるかをお伺いをいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○教育部長（水野泰博君）

はい、子供の熱中症対策冷却グッズ用冷凍庫の設置をとの御質問でございます。近年、猛暑日が当たり前となってきており、子供たちの登下校や学校生活においても熱中症への十分な配慮が必要になってきたということは十分に理解しております。現在は、議員も言われた日傘や冷却タオル等の冷凍庫を要しない熱中症対策用品の利用を促進してきていると確認はしております。議員のおっしゃる冷凍庫の設置に当たっては、幾つかの検討しなければならない課題もあるというふうに考えておりますが、設置に向けまして調査・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

御答弁ありがとうございます。確かに冷凍庫の設置に当たっては、さまざまな課題があり、十分な調査をし検討を進めてまいりたいという御答弁でございました。この課題というのはどういった課題であるのでしょうか。お伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

こういった課題があるかというところでございますが、例えば設置スペースですとか、あとは台数も多くなるかと思うので電気容量の問題ですとか、あとは教員負担等も考慮しなければならないものと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

答弁ありがとうございます。この設置するといたしましたら、各教室に設置できるのでしょうか。お伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

各教室に設置できるかという御質問ですが、教室への設置はちょっと難しいのではないかと考えております。スペースの都合もございますのでちょっと難しい問題ではないかと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ではこの教室以外に設置をするのであるならば、どこに設置するのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

教室以外に設置するとしたらということですが、他団体等の例を見ますと空き教室なんかが使われるということはあるのは承知しておりますが、大治町内の学校ではなかなか難しいかなと思います。廊下が考えられるかなというところでございます。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。いろいろ検討させ、考えていただいていることに感謝いたします。私も何度か学校のほうには出向き、廊下を見ておりました。このコンセントを見たことがないんですね。もしこの廊下に設置されるのであれば、廊下にコンセントというのはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

現状廊下にコンセントはございませんので、もし廊下という話ですとコンセントを設置するような工事が必要になってまいります。

○4番（後藤田麻美子君）

ではこのコンセントを設置すればこの冷凍庫は廊下に設置はできるのでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

コンセントを設置すれば、設置は可能なかというところでございますが、電気容量の問題もありますので、またそのあたりは調査が必要になってくるところでございます。どれぐらいの台数でどれぐらい電気を使うものかということも考慮して考えていく必要があります。

○4番（後藤田麻美子君）

御答弁ありがとうございます。前向きに私は考えていただいていると思っております。

ありがとうございます。設置するに当たりまして、さまざまな問題があることはよくわかりました。財源の問題でもあるかと思いますが、町の財源だけではなく寄附を募る整備をした自治体もあるとお聞きをしております。そうした手法も考慮していただき検討を進めていただきたいと思います。

昨年より2日早い梅雨入りとなりました。梅雨が明けると本格的な夏が来ます。そこで全校一斉の整備が難しいのであれば、まずは体力的に劣る熱中症のリスクが比較的高い小学校1年から3年生の低学年だけでも大治町に住む大切な子供たちを守るため、前向きに検討をしていただければと思ひまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時45分 散会